

# 非代替性トークン(NFT)と著作権

—— 帰属、移転及び第三者との関係を中心として ——

原 謙 一

## 【目次】

はじめに

- I. 検討の前提・必要
- II. 検討の視点・対象
- III. 検討の意義・順序

第1 NFT（非代替性トークン）について

- I. NFT 登場までの経緯
- II. NFT の発行（ブロックチェーン「外」で行うこと）
- III. NFT の発行（ブロックチェーン「内」で行うこと）
- IV. NFT に対する現実的・法的評価
- V. 小 括

第2 契約の手法により NFT を処理する見解

- I. 契約的な処理の方法
- II. 契約的な処理の課題
- III. 小 括

第3 物権による NFT の支配を認める見解

- I. 物権による支配の内容
- II. 物権的支配に基づく処理とその課題
- III. 小 括

第4 振替株式制度の応用により NFT を把握する見解

- I. 振替株式の制度とその応用
- II. 譲渡に関する事例①の処理
- III. 譲渡に関する事例②の処理
- IV. 第三者との関係について
- V. 小 括

おわりに

- I. 本稿の処理方針とその帰結
- II. 本稿の意義
- III. 残された課題

## はじめに

### I. 検討の前提・必要

#### 1 検討の前提となる NFT の現状

NFT とは、《 Non-Fungible Token 》の略であり、「非代替性トークン」と呼ばれるものである。これまで筆者が比較法の対象として取り上げてきたフランス法における表記は《 Jeton Non Fongible 》であり、その略語は《 JNF 》であるが、以下では日本で馴染みのある NFT で論述を進める。

さて、NFT とは、いかなる技術か。その詳細は後に述べるが、ここで簡単に概要を示すと、ブロックチェーン「外」に存在する特定の情報を、ブロックチェーン「内」で特定のトークンと関連づけ、当該トークンを他のトークンと代替できない存在とする技術である<sup>1</sup>。ブロックチェーン「外」に存在する情報が財産に関するものであれば、その情報が、動産・不動産（民法 86 条参照）に関するものあることも、デジタルコンテンツに関することもある。以下では、NFT と技術的に関連づけられた諸財産を「原資産」と呼ぶ。

この原資産がデジタルアートである NFT が 2021 年頃から注目され、法的な議論も増加している。なぜなら、NFT の原資産がデジタルアートならば、デジタルな作品のデータがブロックチェーン「外」に保存された後、その保存先へのリンクを NFT にのせてブロックチェーン「内」に記録することがスムーズに実現できるからである。こうして、NFT はデジタルアート（原資産）の著作権を示す余地があるため、著作権関係の実例を中心としながら、他の事例も含めて、NFT に関する法的な検討が各国で進められつつある<sup>2</sup>。

では、NFT は法的にいかなる存在とみるべきか。その検討はフランスにおいて一定程度進んでおり、2022 年当時、NFT が財産権の対象とならないとの見解が存在した。すなわち、NFT は、その原資産の法律関係に従って

---

1 NFT の技術は本文の後掲第 1 で簡単に述べるが、詳細については、拙稿「日本及びフランスにおける NFT（非代替性トークン）の法的性質」横浜法学 31 巻 1 号（2022 年）251 - 263 頁を参照。

2 著作権以外の場面で NFT を用いた実例については、前掲注 1・拙稿 265 - 270 頁を参照。

法的に処理されるべきであり、NFT 自体に固有の財産権による支配や法律関係を認める必要はないとの見解である。

他方で、暗号資産と同様に NFT も財産権で支配できるとの見解も存在する。これは、フランスにおいて無体の財を所有権で支配する余地があり、暗号資産は所有権による支配に服することに関連する。所有権で支配される暗号資産と同様に NFT もトークンを用いたブロックチェーンの記録で表現される財である以上、NFT も所有権による支配とその法律関係を適用できるとの見解である。

以上の見解の対立<sup>3</sup>はあっても、フランスでは既存の法制度との関係で NFT の分析が進んでいることに間違いないが、日本における NFT の検討は始まったばかりである。日本では、フランスにおける前者の見解（NFT は原資産の法律関係に従って処理され、財産権を認められないとの考え）に近いものが実務家を中心に提案されている。すなわち、原資産がデジタルアートであり、当該アートの著作権に関するライセンス契約を NFT と関連づけて行う場面において、この法律関係は当該アートを規律する著作権法や民法（契約法）に従うという見解である<sup>4</sup>。

しかし、デジタルアートの著作権に関するライセンス契約<sup>5</sup>の場面にとどまらず、NFT と関連づけられたデジタルアートの著作権全体を譲渡する場合、NFT はいかなる法律関係におかれるか。この問題については十分に検討されていない。これが日本における著作権と関わる NFT の現状である。

---

3 フランスにおける NFT を巡る学説の対立については、前掲注 1・拙稿 278 - 287 頁を参照。また、ドイツにおいて NFT を所有権で支配する可能性を示すものとして、原田弘隆「NFT に対する『所有権』の成立可能性をめぐる法的議論の整理と若干の考察——ドイツにおけるラウアーらとヘーレンらの見解を手掛かりに——」立命館法学 402 号（2022 年）377 頁以下及び原田弘隆「メタバース上の NFT 化された仮想オブジェクトに対する『データ所有権』構想についての一考察——ドイツにおけるボルケルトらの見解を中心に——」札幌大学研究紀要 5 号（2023 年）269 頁以下を参照。なお、日本においても、NFT を使用、収益または処分できる物権の権利を認めるものとして、大塚智見「NFT の私法上の性質と NFT 取引の法律関係」千葉恵美子編『デジタル化社会の進展と法のデザイン』（商事法務、2023 年）575 - 576 頁及び 581 頁を参照。

## 2 NFTを法的に検討する必要性

以上の日本の状況を見ると、NFTについては法的にさらなる検討を要する。たしかに、日本では、前述のとおりNFTに特定の財産権やそれを前提とした法的処理を認める見解は現段階では比較的に少ないようである。しかし、暗号資産はNFTと同様にトークン技術を用いている。この暗号資産については財産権を認め、当該財産権に関する既存の法制度上の法的規律を応

- 4 た例えば、すでに筆者の前稿(前掲注1・拙稿)において、当時確認できる限りの諸見解を紹介した。これは実務家を中心とした提案であり、前掲注1・拙稿で紹介したものとして、松尾博憲「NFT取引をめぐる法的課題」金融法務事情2164号(2021年)5頁、長瀬威志=井上乾介=角田匠吾=西村順一郎「NFTの仕組みと私法上の整理」NBL1202号(2021年)66頁、増田雅史=古市啓「NFTと著作権」コピライト726号(2021年)45頁以下、天羽健介=増田雅史編『NFTの教科書』(朝日新聞出版、2021年)190頁以下[増田雅史=古市啓]、井上乾介=福井佑理=角田匠吾=鈴川大路「NFTと著作権法」NBL1207号(2021年)97頁以下、木村剛大「フィジカルアートとの比較から考えるNFTアートの特徴と法律的課題」美術手帖1091号(2021年)87頁以下、島田真琴「現代アート・NFTアートと著作権」ジュリスト1572号(2022年)70頁以下及び中崎尚「新たなカタチのコンテンツと知財」NBL1221号(2022年)70頁以下がある。その後、同種の立場を示すものとして、岡本健太郎「NFTと著作権にまつわる諸問題」コピライト735号(2022年)31頁以下、岩崎隼人「富裕層の法務」(日本法令、2022年)177頁、関真也「NFTアートをめぐる著作権法上の問題」法律のひろば76巻2号(2023年)55頁以下、熊谷直弥=山地洋平編『Web3ビジネスの法務』(技術評論社、2023年)153、167-169頁[熊谷直弥]、谷川和幸「NFTを活用した仮想オブジェクト等の取引と著作権法」法学教室515号(2023年)35頁、生野聡「Web3と契約実務～NFTに関する事業者間契約を例として～」コピライト748号(2023年)34-35頁、多良翔理「メタバースの周辺問題——NFT・DAOに焦点をあてて」ビジネス法務23巻8号(2023年)119頁、増島雅和=堀天子編『暗号資産の法律[第2版]』(中央経済社、2023年)383頁[増田雅史]、長瀬威志「NFTの基礎知識と今後の展望」国民生活134号(2023年)4頁及び殿村桂司他編集代表『詳解web3・メタバースの法律と実務』(商事法務、2024年)259頁[高嶋希=天田嵩人=中野学行=松本晃=丸田颯人]を参照。また、デジタルな財に対する物権的な保護制度の必要性を指摘しながらも、現状においてはプラットフォームの規約の問題とするよりほかないとして、契約的な理解を示すものがある。詳細は前掲熊谷=山地207頁[箕輪洵=中田佳祐=山本大介=林越栄莉]を参照。なお、NFTについて、著作権法以外の分野について検討する文献は、前掲注1・拙稿297-298頁及び同所に記載の注102及び103を参照。
- 5 著作権とは、著作財産権及び著作人格権に分かれる。そして、著作財産権は、複製権(著作権法21条)や公衆送信権(同法23条)のように、著作物を何らかの形で利用するための複数の支分権の総体である(同法17条1項では、同法21条から28条までの権利を著作財産権と理解しているといえよう)。なお、同法18条1項、19条1項及び20条1項に規定する権利が後者の著作人格権と呼ばれるものである(同法17条1項)。ライセンサーがライセンサーの以上のような著作財産権を行使されないという不作為請求権等の権原を取得する契約をライセンス契約と定義することができる。このような実務上の評価を述べるものとして、松田俊治『ライセンス契約法——取引実務と法的理論の橋渡し』(有斐閣、2020年)14-20頁を参照。

用する見解が日本でもみられる<sup>6</sup>。したがって、暗号資産と連続的な技術である NFT<sup>7</sup>についても、暗号資産の法的位置づけに関する従来の学説との関係を意識した検討の必要があろう<sup>8</sup>。

こうした観点からの検討を進める前提として、筆者は暗号資産につき、これまで以下を明らかにしてきた。まず、フランスにおける暗号資産は、価値を記録で表章<sup>9</sup>する技術を前提とするものであると法的に位置付けられたうえで、財産権による支配まで認められていることを示した<sup>10</sup>。次に、日仏において暗号資産の技術が同様のものである以上、日本も暗号資産をフランスと同種の存在（価値の表章技術を前提とするもの）と評価し、そこに下記の財産権を認める法的な可能性はあり、それを前提に民法と暗号資産のような新たな財を接続する今後の可能性を指摘した<sup>11</sup>。

そして、現在の日本で価値を表章する法技術といえば振替株式が存在し、これと暗号資産の実態が類似していることから、暗号資産に振替株式の法制度を応用できることも示してきた。つまり、暗号資産には振替株式に認められるものと類似した財産権を承認可能であり、この財産権の法的枠組みを類推適用することで、暗号資産の帰属、移転及び第三者との関係等に関する法的道筋を明確化できると述べてきたのである。このような類推適用が可能と

---

6 学説の状況については、拙稿「仮想通貨（暗号通貨）の法的性質決定及び法的処遇——ビットコインを中心として——」横浜法学 27 卷 2 号（2018 年）123 頁以下及び拙稿「日仏の比較における暗号資産の法的位置づけに関する今後の方向性」横浜法学 30 卷 1 号（2021 年）183 頁以下を参照。

7 このような評価については、前掲注 1・拙稿 271 - 272 頁及び 291 頁を参照。

8 フランス法との比較から、本文のような視点を見出すものとして、前掲注 1・拙稿 291 頁以下を参照。

9 表章とは、有価証券のように権利を紙で化体すること（財産権を紙に書かれた内容で表すこと）である。日本法について以上を述べるものとして、大塚龍児ほか『商法Ⅲ 手形・小切手法 [第 5 版]』（有斐閣、2018 年）298 頁 [大塚龍児] を参照。なお、本文では、権利を口座への記載・記録をもって表現する振替株式の法制度についても、記録をもって権利を化体するものと見て「表章」との表現を用いている。

10 前掲注 6・拙稿「日仏の比較における暗号資産の法的位置づけに関する今後の方向性」191 - 200 頁及び拙稿「日仏の比較からみた『暗号資産』の法的位置づけ」私法 83 号（2022 年）294 頁を参照。

11 これを示すものとして、前掲注 10・拙稿「日仏の比較からみた『暗号資産』の法的位置づけ」298 - 299 頁を参照。なお、民法との関係については、前掲注 6・拙稿「日仏の比較における暗号資産の法的位置づけに関する今後の方向性」235 頁も参照。

なるのは、本文でも後に詳述するように、振替株式(会社という人的集団に  
関与しかつそこから経済的利益を受ける財産権)と暗号資産(ブロックチェー  
ンのコミュニティに関与しかつそこで経済的利益を保有する状態を示すも  
の)は、双方の実態はもちろん、多層構造を前提としたデジタルな記録によ  
る諸権限の表章という点でも類似するからである<sup>12</sup>。

加えて、このように暗号資産に振替株式の法制度を類推適用する意義も示  
している。たとえば、フランスにおいて生じた事例を参考に、日本において  
も想定される「担保化された暗号資産がハードフォークを経た事例」におい  
て、振替株式の制度を類推適用することで一定の有益な法的解決を提示でき  
るとの意義を示した<sup>13</sup>。また、このような暗号資産を巡る各論的な諸問題を  
解決するにあたって、実利にのみ即して個別の問題毎に暗号資産の法的位置  
づけを明確にしないまま一定の解決を示すことに問題があり<sup>14</sup>、それゆえに、  
フランスのような一定の法的基礎概念や枠組みと最新技術との比較によっ  
て、技術が法の要請するところをみとるか否かを慎重に検討することで、新  
たな技術に基づく財を適切に法の世界に受け止めるとの「視点」も示してき  
た<sup>15</sup>。

このような暗号資産と共通する技術状況に置かれている NFT にも暗号資  
産と同様の財産権を認めることで、その法律関係を明確化すべきはないか。  
フランスでは、2022年当時、I-1で述べた見解のうちの後者(NFTに暗

---

12 暗号資産に振替株式の制度を類推する根拠を示すものとして、前掲注6・拙稿「仮想通貨(暗号通貨)の法的性質決定及び法的処遇」137頁以下、拙稿「ブロックチェーンによる法的記録の生成可能性」福岡県土地家屋調査士会・会報ふくおか124号(2019年)6-7頁、拙稿「判批」西南学院大学法学論集53巻2・3合併号(2021年)362頁の注21及び前掲注6・拙稿「日仏の比較における暗号資産の法的位置づけに関する今後の方向性」187頁の注62を参照。

13 フランス法との比較において、担保化された暗号資産がハードフォークを経た場面で暗号資産に振替株式の制度を類推する具体的な意義があることを示すものとして、前掲注6・拙稿「日仏の比較における暗号資産の法的位置づけに関する今後の方向性」201頁以下及び前掲注10・拙稿「日仏の比較からみた『暗号資産』の法的位置づけ」297-299頁を参照。

14 これを示すものとして、前掲注12・拙稿「判批」377頁を参照。

15 前掲注6・拙稿「日仏の比較における暗号資産の法的位置づけに関する今後の方向性」221-223頁及び前掲注10・拙稿「日仏の比較からみた『暗号資産』の法的位置づけ」296-297頁を参照。

号資産と同様の所有権による支配を認め、その法制度を用いる見解)が一定数を占めていた。もちろん、フランスの法制度を、そのまま日本へ輸入することはできない。しかし、フランスの学説のように、暗号資産だけでなく NFT にも同種の法的位置づけを与え、その位置づけに即した法的基礎概念・法的枠組みから NFT の法的処理を明らかにできるとすれば、それは利用者にとってわかりやすく、わかりやすい法制度及びそれが対応する技術は利用がより促進される<sup>16</sup>。したがって、NFT に関するフランス法学説の発想と問題解決の姿勢は日本も共有すべきものがある。

そこで、NFT に財産権を承認するフランス法学説の発想・姿勢を参照し、日本の状況を検討すべきである。まず、日本では、既に暗号資産に関して主張されてきた「財産権を認める立場」が存在し、そこには振替株式に対する財産権と類似の権利を暗号資産に認める立場が含まれている。この考えを応用し、振替株式に関する法制度を NFT にも類推適用し、暗号資産の場合と同様に NFT の法律関係を明確化する余地があることを前稿で指摘した<sup>17</sup>。とはいえ、NFT の法律関係は「財産権を認める」という一般論から演繹的かつ自動的に明確化できるわけではない。NFT に財産権を認める実際の必要性や意義を個別具体的な様々な場面に即して検討することによって、はじめて、特定の財産権の枠組みから NFT の法律関係を明らかにできる。このような具体的な検討が筆者の問題意識からの「残された課題」であった。

---

16 たとえば、デジタルアートと関連づけられた NFT を株式に類似すると例えることがある。これを述べるものとして、施井泰平『新しいアートのかたち NFT アートは何を変えるか』(平凡社、2022年)40頁及び153-154頁がある。同書の著者はアーティストであり、早くにブロックチェーンに着目し、同技術を用いた芸術作品の登録等の業務を行うスタートバーン株式会社を創業している。ブロックチェーン及びそれを用いた NFT に携わる実務家が、NFT を株式に近いと評価していることから、こうした技術を利用する側にとって「NFT = 何らかの権限を表章する存在」との意識がある可能性は高いと推察される。以上の評価が広く定着しているという前提で考えると、このような日常になじんだ理解を前提に NFT 関連の法的処理を行うことが技術の利用者にとって心理的負担なく、法制度を理解しやすいものとなる。すると、NFT へ振替株式に関する法制度を類推した処理を行うとの発想は、NFT の実態や日常に馴染むものであり、そうであれば、この発想が社会に受け入れられ、法律家以外にとっても法制度への抵抗感が低下し、障壁なく技術の利用がさらに促されることにはしなないだろうか。

17 本文の内容を既に論じたものとして、前掲注1・拙稿288頁以下を参照。

したがって、本稿は、① NFT と関連づけられたデジタルアートの著作権を譲渡する際の NFT の法的取扱いというまだ解明されていない具体的問題につき、② NFT に財産権を承認する立場から検討を加えることによって、①の問題解決及び②のように NFT へ財産権を承認する必要性を示しながら、NFT の帰属、譲渡による移転及び第三者についての法律関係を明確なものとすることを目指す。

## II. 検討の視点・対象

さて、以上で示した NFT に関連する法的検討は、これまで筆者が述べてきた立場から行う。すなわち、トークンを振替株式に類似した存在と評価し、これに振替株式へ認められるものと類似の財産権を承認するとの視点から<sup>18</sup>、デジタルアートを原資産とする NFT の帰属、譲渡による移転及び第三者との関係についての法律構成を検討するということである。

以上の視点から、本稿が分析対象とする事例は、前記 I で若干触れたように、著作権及びそれと関連づけられた NFT の双方が譲渡されるケースである。すなわち、従来では検討が少なかった「NFT の譲渡と同時にそれと関連づけ

18 筆者の見解については、既に本文の I - 2 でこれまで明らかにした概要を述べたが、その他にも、暗号資産を社員権あるいは有価証券に近い存在として理解する立場と思われるものとして、荒牧裕一「暗号通貨ビットコインの法的規制に関する諸問題」京都聖母女学院短期大学研究紀要 44 集 (2015 年) 46 - 47 頁、本多正樹「仮想通貨の民事法上の位置付けに関する一考察 (2・完)」民商法雑誌 154 巻 6 号 (2019 年) 1211 - 1212 頁及び四方藤治「暗号資産の法的性質の一考察」国際商事法務 49 巻 10 号 (2021 年) 1272 頁を参照。加えて、田中幸弘「電子証書と紙のない有価証券概念と民法」沖野眞己=丸山絵美子=水野紀子=森田宏樹=森永淑子編『これからの民法・消費者法 (II)』(信山社、2023 年) 949 頁及びその注 (12) が、必ずしも民法上の「物」という概念にこだわることなく、有価証券概念の延長上に暗号資産の代表例たるビットコイン等を位置づける可能性に言及している。また、Koji Takahashi, “Cryptocurrencies entrusted to an exchange provider: Shielded from the provider’s bankruptcy?” *Charl Hugo (ed.) Annual Banking Law Update 2018: Recent Legal Developments of Special Interest to Banks* (Juta, 2018) pp. 5 - 6 では、暗号資産の譲渡などに関する日本法上の規定が存在しないものの、登録された無体の財 (温暖化対策推進法上の算定割当量や振替株式など) に関する規律を暗号資産に類推適用する可能性も指摘されており、国際私法分野からの指摘として注目したい。なお、別稿において、暗号資産のアドレス管理地を連結点とすることで国際私法上の問題を解決すべきと述べられている (高橋宏司「暗号資産の物権問題と国際私法：日本法の観点も含めて」同志社法学 74 巻 7 号 [2023 年] 55 頁以下を参照)。



られた著作権をも譲渡する事例」を検討対象としており、たとえば、アーティストが、自己の創作にかかるデジタルアート甲を特定のプラットフォーム上で NFT と関連づけたうえ、同アートの著作権及び同 NFT の両者を同じプラットフォームにおいて他者へ譲渡するケースを念頭に置いている。

このケースを検討すべき理由は、デジタルアートを NFT と関連づけることが新たな取引の可能性を秘めているからである。NFT と関連づけられたデジタルアートは、デジタル領域に存在するが故に、伝統的な芸術作品（絵画や彫刻等）よりも一層容易に作品を拡散可能となっている。他者との距離を問わず瞬時に拡散できるデジタルアート<sup>19</sup>は、有体物を通じた伝統的な芸術作品のように、アーティストが著作権を留保したまま有体物たる作品の所有権だけを他者へ譲渡するのとは異なる取引を実現する可能性がある。つまり、アーティストが自らの無体である作品データに加え、その著作権をも購入者へ譲渡することにより、購入者が作品を様々な形で自由に利用すること（ウェブサイトや SNS 上でのアイコン利用や現実世界における自己の商品への掲載等）を認め、そのことで、作品が拡散し、当該アーティストの後続作品を購入することを促し、同時に、アーティストとしての知名度を上げる可能性がある<sup>20</sup>。これを実現するには、I で述べたように、NFT と同時に作品の著作権そのものを譲渡する事例を実践することを要し、この事例で NFT 購入者が適切に著作権を取得できる法律構成を検討すべきといえる。

このように、他者へデジタルアートの自由な利用を行わせると同時に、アーティストは、NFT を用いると、NFT を購入した第三者からの利益還元を受けることもできるため、この意味でも取引が変化する可能性があり、前記事例を検討すべきといえる。まず、NFT と関連づけたデジタルアートは大量に創作・販売することが可能である<sup>21</sup>。そして、第1のⅢで後述のように、NFT は、その転得者から一定の利益還元を自動で受ける仕組みが存在し、

---

19 インターネット上で取引される NFT と関連づけられたデジタルアートが本文のような可能性を秘めることを指摘するものとして、草野絵美＝田尾圭一郎「NFT アートを通して深い学びを——次世代アーティストのあるべき姿」美術手帖 74 巻（2022 年）155 - 157 頁及び倉田陽一郎『アートが変える社会と経済 AI、NFT、メタバース時代のビジネスと投資の未来』（悟空出版、2023 年）122 頁を参照。

NFTと関連づけた作品の大量創作・販売によって、その購入者に前述のような作品の自由利用を行わせながら作品の販売拡大を実現し、販売数が拡大したNFTの転売益からの大きな還元を受けることを目指す新たな取引形態を実現する余地もある<sup>22</sup>。このような自由利用と利益還元の実現には、利益の還元を行うNFT技術だけでなく、作品を自由利用させるための著作権譲

- 20 若いアーティストにとって、自己の作品に対する評価が定まらない時期の作品購入者は非常に貴重な存在であり、特にNFTと関連づけられたデジタルアート作品の場合、このような当初の購入者がインターネット上で作品の宣伝を行うことがアーティストの後続作品の購入者を増加させ、作品の価値やアーティストの存在感をも高めるとの「連鎖」を生むことになるとの指摘がある(前掲注16・施井51頁、101頁、前掲注19・草野=田尾155-156頁及び前掲注19・倉田118頁を参照)。そして、アーティストはNFTの登場により、これまでのアート業界の伝統や慣習に必ずしも拘束されず、インターネット上で独自の戦略による売り込みが可能となり(前掲注16・施井54頁を参照)、前記の「連鎖」を生むための新たな工夫が求められる。しかし、作品の購入者が当該作品を様々な形で利用し、他者へ作品を知らしめようとしても、アーティストに留保された著作権が障壁となることも多く(前掲注16・施井142頁を参照)、アーティストが新たな売り込み戦略として、本文で示した取引を行う可能性はあるものの、それにはNFTと関連づけられたデジタルアート作品の著作権まで購入者へ譲渡することが望ましく、アーティスト自身もそれを戦略的に希望することもあろう。実際、著作権が様々な障害となることから、NFTと関連づけられたデジタルアートの著作権を放棄等することで自由利用を無償で認める場合もあるが、無償利用を認めれば、アーティストは一切の収益を得られないことになる(永井幸輔『NFTが照射する新しい法のかたち——NFT以降の著作権/所有権』『THE NEW CREATOR ECONOMY NFTが生み出す新しいアートの形』[ビー・エヌ・エヌ、2022年]153頁)。したがって、著作権を放棄等して無償の利用を認めるよりも、著作権を譲渡された者が作品を様々な形で確実に利用できる著作権の有償譲渡の方が購入者にとっての安心感と利便性は大きく、アーティストにとっても利益を生み出すといえる。このように考えた場合、本文記載の取引には一定の需要が想定される。したがって、本文記載の取引を希望するアーティストや購入者が「絶無」とは断言できないどころか、むしろ、一定数は存在すると予想される以上、本文記載の取引形態を妨げる法的事情、そして、NFTと著作権をセットで譲渡することにためらう現状(武藤裕也=増田雅史=桑原清幸『クリエイターのためのNFT参入マニュアル』[三才ブックス、2023年]136頁[増田雅史])を、できるだけ改善する検討が理論を求められているといえる。
- 21 たとえば、デジタル作品を大量に創作・販売した例として、Crypto Punks(1万枚のキャラクター画像の販売)のほか、Bored Ape Yacht Club(1万匹の猿の画像販売)、Ether Rock(100枚の岩の画像販売)及びAzuki(1万枚のアニメキャラクターの画像販売)などを指摘できる。なお、Azukiに関するNFTを保有する者は作品の映写等の運営に参与する権限も与えられ、NFTの中には単なるアート作品の保有を越えた権限を与えられるものが存在している(前掲注16・施井98頁及び106頁を参照)。また、アートとは直接的に関係しない例では、ホテルの宿泊権限を与えるNFTとしてNOT A HOTELのNFTが存在する(前掲注4・熊谷=山地151-152頁[熊谷]を参照)。その他の実例は、小林憲人『NFTビジネス活用事例100連発!』(彩流社、2023年)を参照。

渡を欠かすことができず<sup>23</sup>、やはり NFT 購入者が適切に著作権まで取得できる法律構成を検討すべきといえる。

以上のような新たな取引の可能性は、伝統的な有体物による芸術作品のように、ひとつの作品を創作するまでに相当の時間を要し、作品を大量に販売・拡散できない場合には生まれ得ないものである。つまり、芸術作品がデジタルな領域において、しかも、NFT と関連づけられたことによって生じる新たな可能性といえる。このような取引の変化に対応するためにも、アーティストが著作権を留保したままで、同権利に関するライセンス契約を行うとい

22 購入者に作品を自由利用させたいとの欲求があることは前掲注 20 記載のとおりであり、これが認められた場合、購入者を増加させる契機となり、大量の購入者の存在は作者の知名度を上げる道を拓くことにつながることも前掲注 20 に記載したとおりである。すると、作品を自由利用できる NFT が転々流通する可能性は相当に高まり、転々譲渡の度に、本文で以下述べる利益の大きな還元が生じるのであれば、貧困に悩むアーティスト（前掲注 16・施井 55 頁を参照）に大きな利益を還元することになろう（アートと NFT が結びつくことは、伝統的なアートと異なり、アーティストの資金調達手段になることを指摘する前掲注 19・草野＝田尾 156－157 頁も参照）。日本のアート市場は 90 年代のバブル崩壊で冷え込んだといわれているが、アーティストを豊かにすることは、創作を促進することにもつながる。これこそが有益なコンテンツを日本から世界にますます発信することにつながるのではなかろうか（同種の指摘と思われるものとして、前掲注 19・倉田 83－84 頁を参照）。

23 もちろん、デジタルアートの著作権を完全に譲渡せず、それに代わって独占的・包括的な利用許諾をする可能性もあろう。たとえば、アーティスト A が自己のデジタルアート甲の独占的・包括的な利用を B に許諾したならば、何も B が甲の著作権を取得しなくても、甲を自由に利用できるともいえる。しかし、許諾契約に基づいて B が取得する権利は債権や契約上の地位にすぎず、A が契約に反して C に甲を利用させたとしても、B は A に債務不履行の責任を追及できるに過ぎない（鳥並良＝上野達弘＝横山久芳『著作権法入門 [第 3 版]』[有斐閣、2021 年] 253 頁 [横山久芳] 及び高林龍『標準著作権法 [第 5 版]』[有斐閣、2022 年] 216－217 頁を参照）。したがって、C が甲についての著作権侵害を生じさせた場合、C に差止請求を行うことができるのは著作権者 A のみであり、B は差止めを請求できない（前掲・鳥並ほか 254 頁 [横山]、前掲・高林 221－222 頁及び中山信弘『著作権法 [第 4 版]』[有斐閣、2023 年] 758 頁を参照）。もっとも、B が A の著作権に基づく差止請求権を代位行使して C に請求を行うとの債権者代位構成も考えられるが、これを認める見解（前掲・鳥並ほか 254 頁 [横山]、愛知靖之＝前田健＝金子敏哉＝青木大也『知的財産法 [第 2 版]』[有斐閣、2023 年] 320 頁 [前田健] 及び前掲・中山 758 頁）と限られた範囲でのみ認める見解（前掲・高林 222－224 頁を参照）に分かれる。とすれば、B が A からの包括的・独占的利用許諾ではなく甲の著作権を完全に取得することは、甲を自由に利用するためだけでなく、自ら「直接・確実に」、そして、「簡易・迅速に」侵害対策を行うという実益があろう。なにより、自らが著作権者であるということを表示して各種の利用行為「全て」を行うことで、社会における「高い」信頼を勝ち取るとのメリットを生じさせることを指摘できる。

う事例だけでなく、NFTと関連づけられたデジタルアートの著作権を(NFTそのものと同時に)譲渡する事例についてまで対象とした検討を進めておくことが、法理論の側に課せられた課題と考えられる<sup>24</sup>。

### Ⅲ. 検討の意義・順序

以上の検討を行うことは、次のような意義を有する。まず、I-1でみたように、NFT全体について法律関係の検討が進展しているとはいいいがたい現状で、この分野に一定の法的な検討を追加することには理論的な意義がある。特に、著作権法の分野では、NFTそのものと同時に著作権を譲渡する事例についての検討が多くなされている状況になく、この場面を本稿で考察することは著作権法の分野へNFTに関する新たな視座を提供する理論的意義をも有する。これは現実的なNFT取引の安全を維持しながら、この取引を促進することにつながる。そして、IIで述べたように、以上の検討をNFTに財産権を認める立場から進めることは、NFTに対する法的規律だけでなく、暗号資産に対する法的規律のあり方(財産権を承認するか否かという問題)をも検討し直す契機となる可能性があり、暗号資産法制への理論的な影響も想定される。

そこで、IIで述べた事例において、デジタルアートに関するNFTは、その帰属、譲渡による移転及び第三者との関係につき、どのような法的処理をされるべきかにつき、以下の順序で述べていく。まず、IIで述べた振替株式会社との対比による私見を述べる「第4 振替株式会社制度の応用によりNFTを把握する見解」の前提として、以下の「第1 NFT(非代替性トークン)について」ではNFTの技術や評価を簡単に説明した後、次の「第2 契約の手法によりNFTを処理する見解」では前記I-1で示した契約的な法的処

24 なお、NFTと同時に著作権を譲渡する事例が想定されるならば、このような事例に答える理論的な検討が重要なものであるといえるところ、このような事例が発生する可能性に言及するものとして、野瀬健悟「NFTアートをめぐる取引の仕組み、法律関係、活用可能性(上)」ビジネス法務22巻5号(2022年)52頁、前掲注4・岡本31頁、前掲注4・岩崎177頁、前掲注4・谷川36頁及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所メタバース法務研究会編『メタバースと法』(金融財政事情研究会、2024年)24頁[後藤未来=市川英彦=横川聡子=市川祐輔=角田匠吾]を参照。

理方法を述べる。また、NFTと連続的な技術で実現される暗号資産については、これに物権的支配を認める見解が存在しているため、物権的な支配をNFTにも応用する立場からみたNFTの譲渡に関する法的処理を「第3 物権によるNFTの支配を認める見解」で示した。つまり、NFTと同種技術を用いている暗号資産について既に示されてきた既存の議論の中でも特徴的な立場から、著作権と関連づけられたNFTの譲渡に関する法的処理を確認するということである。なお、第2・第3では、それらの見解の今後の検討課題も示したうえで、第4の私見と対比すべく、「おわりに」において若干の検討を行っている。

## 第1 NFT（非代替性トークン）について

### I. NFT登場までの経緯

まず、NFT<sup>25</sup>を説明する前提として、トークンについて確認する。トークンとは、ビットコインやイーサのような暗号資産（旧：仮想通貨）に代表される決済を（かつて）想定されたものであった。この種のトークンを取引等の目的で他者とやりとりするには、①自己のウォレット内で秘密鍵や公開鍵で暗号化されたデータが、その後、②ピアツーピアのネットワークでつながる複数人に送信され、このネットワーク参加者（ノード）による取引正当性の検証を経て、③検証結果に問題がないなら、当該取引がブロックチェーン上に記録される。結果的に、④この記録は連鎖し、かつ、過去の全取引を記録したうえで多数のノードに共有されるため、改ざんが容易でなく強固な情報の記録となり、この記録を有する者がトークン保有者と扱われる。トークンは社会的に一定の価値が見込まれ、その価値をもって支払いに充てることが可能と理解され、当初、トークンを決済利用することが想定された。

しかし、想定されたほどトークンによる決済は進まず、トークンとデジタ

---

25 技術の詳細は前掲注1記載の拙稿を参照。なお、拙稿以後の技術変化や技術のさらなる詳細を示すものとして、竹井悠人『徹底解説 NFTの理論と実践』（オーム社、2023年）がある。

ルアートのような芸術作品などを関連づける利用が検討されるようになる。すなわち、ビットコインのようなトークンであれば、それがブロックチェーン上に記録される際、同時に些細な情報(80バイトほどの情報)も記録可能であるため、デジタルアートを特定サーバー上に保存し、当該サーバーへのリンク情報をトークンと同時にブロックチェーン上に記録することが可能であり、特定サーバー上の著作物とブロックチェーン上のトークンを関連づけることができる。

ただ、トークンとデジタルアートを関連づける場合、次のような課題があり、通常の代替的なトークンではなく NFT(非代替性トークン)が注目されるようになった。というのも、デジタルアートが特定・単一のサーバー上に保存されていると、同アートのデータが何者かによって「削除」あるいは他のデータへ「変更」された場合、当該サーバーへのリンクをブロックチェーン上に記録しても、代替的なトークンとデジタルアートの元データの関連性を示すことにならないからである。これではトークンをアート作品と関係づけた利用は不可能となる。そこで、新たに登場したのが NFT である。つまり、上記のデータ「削除・変更」との課題は、ブロックチェーン内・外での対処を経て、NFT によって解消に近づき、より確実に作品とトークンが関連づけられるようになり、注目が集まったのである。

## II. NFT の発行(ブロックチェーン「外」で行うこと)

こうして、第1のI記載の課題(データの「削除・変更」)を解消すべく、ブロックチェーン外の分散型保存技術が用いられるようになる。前記Iのデジタルアートの例で、トークンと関連づけられて表示される原資産はアートのデータである。この原資産であるデータが「削除・変更」されると、原資産へのリンクをブロックチェーンに記録しても、原資産とトークン保有者を関連づけることができなくなる。そのため、まずは原資産が「削除・変更」を受けないように保存することが必要となり、それを実現する保存技術が IPFS(Inter Planetary File System)といわれる分散保存の技術である。

IPFS とは、分散型のストレージであり、データの分散保存を可能とする。

詳細をみると、まず IPFS に保存したいデータを送信すると、当該データは関数処理されてハッシュ値（ランダムな英数字）が算出される。この値は、保存したい原資産のデータコンテンツに関するものであり、以後、IPFS からデータを取り出すための ID となる（これを「コンテンツ ID」と呼ぶ）。そして、IPFS では、それを利用する多数の者同士がピアツーピアというネットワークでむすばれており、前記のコンテンツ ID を利用者間で共有することで、原資産のデータを利用者全体に共有・保存可能となる。このように、原資産のデータは多数人にいきわたり共有され、分散的に保存される。

以上の分散保存を行うことで、前記 I の何者かによるデータ「削除」という課題を解決可能である。前述のように、IPFS でデータを保存すれば、IPFS を利用するピアツーピアでむすばれた多数の利用者が同じ原資産のデータを共有する。したがって、IPFS の利用者の一部がデータを喪失しても、他の多くの利用者がデータを保有している以上、ネット上で前記コンテンツ ID を打ち込めば、どこかの利用者が保存しているデータへアクセス可能となり、特定・単一のサーバーに保存したデータが削除され、アクセスできなくなるような事態を避けることができる。

しかも、IPFS はデータが「変更」されるという課題にも対処しやすい。IPFS で保存する際、原資産はハッシュ値に変換され、それをデータへのアクセスに利用する。もし、データの一部が変更されれば、変更後のデータを関数処理しても、原資産から取得した当初のハッシュ値とは異なるものに変化する。したがって、一部の利用者が保有する原資産のデータを変更し、そのハッシュ値から得たコンテンツ ID で IPFS 上に変更後のデータを新たに保存しても、それは変更前のコンテンツ ID とは異なる ID になる。よって、変更前の ID さえ保存していれば、変更後の ID と比較し、データの改ざんを発見可能となり（コンテンツを変更する度に別の ID が設定され、当初関連づけられた ID との比較において改ざんを判断し得ることになり）、また、変更前の ID で相変わらず原資産へのアクセスも可能となる。

すると、IPFS というブロックチェーン外の分散型ストレージに原資産を保存するならば（その全利用者の手元から全データが削除されない限りは）

基本的に原資産のデータが記録され続け、削除や改ざんの問題に対処可能といえる(逆に言えば、IPFSに登録した以上、データを取り除くことが極めて困難になるということである)。したがって、IPFSから原資産へアクセスし、データを取得するためのコンテンツIDが、トークンを介してブロックチェーン上に記録されると<sup>26</sup>、原資産のデータ(IPFS上)とトークン(ブロックチェーン上)が関連づけられるため、当該トークンの所有者が原資産と関連することを強固に示すことになる<sup>27</sup>。

### Ⅲ. NFTの発行(ブロックチェーン「内」で行うこと)

以上のように、ブロックチェーン外で原資産の削除・変更に対処する保存方法を採用するとして、ブロックチェーン外に保存された原資産をNFTによって、いかにブロックチェーンの内部に記録するのか。

まず、NFTのようなトークンはウォレットから発行される時点で従来のトークンと違いを生じる。ウォレットが1つ目に発行したNFTなら1番の番号がふられ、2番目の発行ならば2番の番号がふられる。つまり、NFTには、発行の都度、トークン毎に異なる番号が付され、相互に識別可能となる(この番号を「token ID」と呼ぶ)。従来型のトークンは、ウォレットに5ビットコインの塊が1つ、2ビットコインの塊が1つ、1ビットコインの塊が2つ保存されている場合、7ビットコインの支払いをするなら、5ビットコインの塊と2ビットコインの塊を選択・送信しても、5ビットコインと1ビットコインの塊2つを選択・送信しても、いずれも、送信されたコインの価値も意味も同一であり(どちらも7ビットコインの価値があり)、トークンは相互に代替的であった。しかし、NFTは、ID・1のNFTを送信するか、ID・2のNFTを送信するか、token IDをもって選択し、取引を進める

---

26 ブロックチェーンは大容量データの保存には不向きなので、原資産の「データそのもの」がブロックチェーン上に保存されることは比較的少なく、データは外部に保存され、そこへのリンクがブロックチェーン上に保存されることが多い。

27 IPFSのほかにも、同種の分散型保存を実現するサービスとしてArweaveが存在しており、NFTの発行はIPFS以外の分散保存形式でも対応できるが、本文では利用が比較的多いIPFSを例に説明している。



ため、トークン相互に代替性がなく（相互に異なるトークンであり、それゆえに、非代替性トークンと呼ばれ）、従来型の代替性トークンと異なる点がある。

NFTのようなトークンが従来型の代替性トークンと違いを生じる点はさらに存在する。まず、これまでビットコインがトークンの中心であったところ、このトークンは、第1のIに記載したとおり、わずかな情報しかブロックチェーンに記録できなかった。対して、イーサリアムというプラットフォームで利用されるトークンでは、情報の記録機能が拡張され、相当に大きな情報も記録可能となった。したがって、NFTは、イーサリアム上のトークンを用いることで、かつてのような短く単純な情報だけでなく、IPFS上の保存先を示す長めのコンテンツIDをトークンと同時にブロックチェーン上に記録することを実現した<sup>28</sup>。なお、ブロックチェーン上にトークンを記録・移転する方法は、代替性トークン（暗号資産）と同様である（第1のI冒頭で述べた①～④のように、ネットワーク上のノードへ取引する旨を送信し、その取引がノードによる検証を経てブロックチェーン上に記録される）<sup>29</sup>。

加えて、以上のような記録範囲の拡大は、様々なプログラムも記録可能であることを意味し、次の変化をも生み出した。すなわち、トークンで記録できる範囲が広がったことで、トークンの自動的な移転・復帰などの複雑なプログラムもブロックチェーン上のトークンに設定・実行できるとの変化をも生じたのである。このようなトークンの自動化プログラムを「スマートコントラクト」と呼ぶ。

以上を前提に、以下のことが実現に近づいた。はじめに、他と識別され、かつ、機能を拡張されたトークン（NFT）と同時に、IPFS上の記録先（コンテンツID）をブロックチェーン上に刻むことで、ブロックチェーン上の特定トークン（NFT）がIPFS上のデジタルアートのデータ（原資産）と強

---

28 なお、現在はビットコインにも BRC-20 という規格が登場しており、イーサリアム上のトークンとは実現できる機能がやや異なるものの、NFTを実現可能である。

29 NFTが代替性トークンと同様の手段でブロックチェーン上に記録されることについては、前掲注1・拙稿255-262頁を参照。

固に関連づけられ、まさに当該 NFT を保有している者が当該原資産と関連づけられることになった。しかも、そのトークン (NFT) は前記のようにスマートコントラクトによって自動的な各種設定を可能としている。そのため、当該アート作品の保有者 A が作品と関連する NFT を B へ売却し、B がさらに C へ NFT を転売した際、C が B にトークンで支払いをするなら、その一部を A に還元する設定も実現できる (たとえば、C が B に 100 イーサを支払うならば、その 1% の 1 イーサを A に自動的に還元する等)。

なお、ブロックチェーンには、誰しものがアクセスできるパブリックチェーンとよばれるものが存在するほか、許可された者のみが参加できるプライベートチェーンと呼ばれるものも存在している (前者をパーミッションレス型ブロックチェーン、後者をパーミッション型ブロックチェーンと呼ぶこともある)。前者であれば管理者は存在しないものの、後者は管理者が存在しており、ブロックチェーン上のトークンを自由に管理できるため、その記録を変更する余地がある<sup>30</sup>。

#### IV. NFT に対する現実的・法的評価

##### 1 現実的な意義と限界

こうして、ビットコインのような従来型の代替性トークンをデジタルアートなどの作品データと関連させて利用する際に生じていた課題は、IPFS のような方法によるブロックチェーン外でのデータ保存のほか、その保存先へのアクセス方法を NFT と共にブロックチェーン内に記録することで、解消へ向かった。

とはいえ、注意すべき点もある。はじめに、ア) NFT には記録された内容を改ざんされにくいという性質があるものの、そこには限界がある。

---

30 ブロックチェーンの詳細については、市古裕太『デジタルマネービジネスの法務』(商事法務、2024年)154頁のほか、各チェーンの特性については、<https://hexanft.com/nftmarketplace/>を参照[最終確認日:2024年1月31日]。なお、管理業者が存在する場合には、トークンを業者の管理下におかれたウォレットに格納するホステッドウォレットが用いられることもあるが、特定の業者に管理されていないアンホステッドウォレットでトークンが管理されることもある(前掲・市古158頁を参照)。

IPFS上の分散保存したデータを全て削除・改ざんされる事態が生じるとすれば、もちろんデータは喪失・変更に至るので、保存したデータを維持する工夫が必要となる<sup>31</sup>。次に、イ) NFTは特定のデータが特定トークンの保有者に関連することを示すが、それはデータに対する権利を証明する明文の法制度が整備されているものではない。最後に、ウ) NFTは同じプラットフォーム上であれば、設定次第で自動的なNFTの取引やNFTの発行者に対する利益還元は可能であるものの、プラットフォームが異なる場合には、自動的な設定を共有できず、その機能が実現できないことも予想される。

以上の意義と限界を踏まえると、NFTの本質は強固な記録(特に、デジタルアートの場合、アートのデータと人を関連づけた記録)にあるといえる。なぜなら、前記ウ)のような限界があるため、スマートコントラクトによる利益還元などはNFTだからといって必ず実現できるものではなく(そもそも、NFT発行者が希望しないならば設定されず必須の機能ではなく)、逆に、ア)・イ)のような限界はあるものの、NFTが実現する強固な情報の記録機能は暗号資産のような代替性トークンと共通するトークンの根幹といえるからである<sup>32</sup>。

もちろん、代替性トークン(暗号資産)と非代替性トークン(NFT)は代替の可否という点において違いはあるものの、こうしたトークンの法的な位置づけを検討する際に重要なのは両者の本質である。たとえば、株式が口座の電子的な記録によって表章される振替株式のうち、優先的な権利の付着した(他の株式と)代替できないものでも、そうではなく他の株式と入れ替え可能な代替性のあるものでも、いずれも電子的な記録で表章される株主の地位という本質が変わらなるとすれば、どちらも振替株式であると法的に性質決定される<sup>33</sup>。同様に、土地でも、建物のような土地の定着物でも、いず

31 分散保存の主体である多くの記録者が、当該データを維持するメリットがないと感じれば、長期的にみるとデータを削除する可能性がある(これをガベージコレクションと呼ぶ)。そのため、保存者に一定の利益を支払って、データの保存を継続してもらうための手法として、ファイル・コインなどを提供するという手段もある。

32 以上のNFTに関する意義、限界及び本質を示すものとして、前掲注1・拙稿263-264頁及び271-272頁を参照。

33 株式に関する詳細は、第4のIで後述する。

れも日常頻繁に流通・移動する動産と区別された「不動産」として、民法86条1項で性質を決定されている。つまり、法的な性質決定は、性質決定を行う複数の対象について本質を評価し、それらの本質に照らして同種の扱いをすべきといえるからこそ共通の性質が与えられることになる。

そうであれば、NFTの法的性質をいかに決定するかは、まずこれと同様の技術を用いる暗号資産と比較し、両者の共通する本質を見だし、法的に共通の扱いができるか否かを検討すべきである。このような考えからすると、前述のように、両者は、諸種の技術を複合し、情報の強固な記録を実現する点に本質があることから、あとはNFTと暗号資産を法的に同じ概念に分類することができるか否かを探ることになり、暗号資産の法的性質を巡る従来の議論を参照することになる。

そこで、以下では暗号資産の法的性質に関して述べられた諸学説の概要を簡単に確認し、それらと比較する形で、NFTの法的性質に関するこれまでの学説と本稿における著述の方向性を示す。

## 2 法的な位置づけ

### (1) 暗号資産に関する学説

次に、暗号資産を法的にいかなる性質と位置づけるかについては、有体物でない暗号資産に所有権を認めないとの裁判例に端を発し、議論が蓄積されている。従来の裁判例及び学説の詳細は筆者のこれまでの論考<sup>34</sup>をご覧頂くとして、以下では、それぞれの見解の中で特徴的な論者の文献を中心として取り上げながら学説の概況を述べるに留める。

まず、当初は、①暗号資産を必ずしも法的に位置づけることに拘泥せず、それが関わる問題毎に民法等の規律で随時対応する処理で足りると述べる見解もみられた。

対して、②暗号資産に物権的な規律を及ぼすとの見解も直ちに登場するが、

---

34 たとえば、前掲注6・拙稿「日仏の比較における暗号資産の法的位置づけに関する今後の方向性」173 - 191頁に2021年当時までの主たる裁判例・学説を取り上げており、本文で以下に述べる①～⑦の学説を紹介している。

第2のIで述べたように、当初、暗号資産は決済利用の目的が強く意識されており（故に、金融規制法上も「仮想通貨」と表現されていたので<sup>35</sup>）、これと同様に、③民法上の金銭（所有権の客体でありながら所有権の通常の規律と異なる扱いがなされるもの）の取扱いを応用する見解のほか、④物権や債権を包含する上位概念として「財産権」という新たな支配・帰属の枠組みを構築し、その内実は「仮想通貨」ならば金銭や預金の扱いを参照して決定されるとの見解も提唱されている。

このように、民法を中心とした規律に基づいた検討を行う諸見解が登場すると同時期に、民法以外の規律にも目を向け、暗号資産に一定の財産権とその財産権に関する法的処理を応用する見解も登場する。たとえば、暗号資産に⑤著作権を認める見解や⑥有価証券的規律を及ぼす見解である。これらの中には、暗号資産に民法以外の規律を応用しながらも、民法との接続関係を意識する見解も含まれている<sup>36</sup>。

対して、以上と異なる視点から再び民法との接続関係を検討する見解も同時期に登場する。すなわち、⑦暗号資産のネットワークに参加する者は、そこで用いられているコードに合意し、当該コードに従った暗号資産の帰属・移転の仕組みに従っている点に着目し、ネットワーク参加者全体の合意に基づく説明を試みる見解である。この見解は暗号資産という財の性質を法的に位置づけ、その財に認められる財産権による法的支配の仕組みを探求するのではなく、人と人との債権的な合意によって暗号資産の仕組みを理解するものであり、②～⑥説と異なる角度で暗号資産と民法の接続関係を保つ見解といえる<sup>37</sup>。

やや異なる視点を採用するものとして、⑧破産の場面を念頭に置くと、暗号資産や NFT のようなトークンの法的性質は、それらの社会的な取扱いや受容に即して判断される代替的性質の強弱で決定されるべきであるとの立場が存在する<sup>38</sup>。この見解は、以上の性質決定の問題とは別に、トークンと関連づけられた権利の移転・行使の問題を検討するにあたって、トークンのみ

35 資金決済法上の規定は「仮想通貨」から「暗号資産」への名称変更を受けているが、その背景等については、前掲注6・拙稿「日仏の比較における暗号資産の法的位置づけに関する今後の方向性」170頁を参照。

よる権利移転・行使が可能となる仕組みが整っている場合には原資産の法律関係を排除され、トークンのみによってトークンと関連づけられた権利の移転・行使が可能となると述べるが、このような仕組みが整っていない場合には原資産の法律関係に従ってトークンを扱うことになる<sup>39</sup>。

このように、⑧説は暗号資産のみを対象とするものではなく NFT も視野に入れるものであり、この立場から本稿の対象とするデジタルアートの

- 36 本文中で述べた①～⑥説の論者については複数の文献が存在しているので、ここでは代表的なものを取り上げると、たとえば、本文の①説を述べるものとして、西村あさひ法律事務所編『ファイナンス法大全(下)[全訂版]』(商事法務、2017年)845頁[芝章浩]及び後藤出=渡邊真澄「ビットコインの私法上の位置づけ(総論)」ビジネス法務18巻2号(2018年)116頁がある。また、②説としては、田中幸弘=遠藤元一「分散型暗号通貨・貨幣の法的問題と倒産法上の対応・規制の法的枠組み(上)——マウントゴックス社の再生手続開始申立て後の状況を踏まえて——」金融法務事情1995号(2014年)53及び59-60頁をはじめ、片岡義広「再説・仮想通貨の私法上の性質—森田論文を踏まえた私見(物権法理の準用)の詳説—」金融法務事情2106号(2019年)10-11頁及び森下哲朗「FinTech時代の金融法のあり方に関する序説的検討」黒沼悦郎=藤田友敬編『企業法の進路 江頭憲治郎先生古稀記念』(有斐閣、2017年)807-808頁などがある。近時、このような物権的な処理に理解を示すものとして、吉田克己『物権法1』(信山社、2023年)94-95頁のほか、民法85条を改正し、所有権で保護される対象に暗号資産を含めるべきとの提案を行うものとして、久保田隆『法律学者の貨幣論』(中央経済社、2023年)196-197頁も登場している。また、磯村保編『新注民法(8)債権(1)』(有斐閣、2022年)138-140頁[北居功]が、暗号資産に対する一定の支配可能性を認める。加えて、③説として、野村豊弘「暗号通貨の法的問題」法とコンピュータ33号(2015年)34-35頁、堀川信一「仮想通貨の民法上の位置づけ」大東法学28巻1号(2018年)172頁及び伊藤眞「仮想通貨(暗号資産)と倒産法上の諸問題」伊藤眞ほか編『多比羅誠弁護士寿喜記念論文集 倒産手続の課題と期待』(商事法務、2020年)7-10頁を参照。さらに、④説としては、森田宏樹「仮想通貨の私法上の性質について」金融法務事情2095号(2018年)15頁以下がある。最後に、本文の⑤説としては、土屋雅一「ビットコインと税務」税大ジャーナル23号(2014年)76頁があり、⑥説については、前掲注18を参照。
- 37 本文中で述べた⑦説については、森田果「電子商取引の支払と決済、電子マネー」松井茂記ほか編『インターネット法』(有斐閣、2015年)223頁、末廣裕亮「仮想通貨の私法上の取扱いについて」NBL1090号(2017年)68-69頁、加毛明「仮想通貨の私法上の法的性質——ビットコインのプログラム・コードとその法的評価」金融法務研究会報告書(33)「仮想通貨に関する私法上・監督法上の諸問題の検討」(2019年)24頁以下及び道垣内弘人「仮想通貨の法的性質—担保物としての適格性——」道垣内弘人=片山直也=山口斉昭=青木則幸編『社会の発展と民法学[上巻]——近江幸治先生古稀記念論文集——』(成文堂、2019年)495頁がある。
- 38 得津晶「金融法の体系の中の『資金決済法』」金融法研究39号(2023年)54-58頁及び得津晶「金融法の体系の中の『資金決済法』」金融法務事情2216号(2023年)41-45頁の他、得津晶「信託を用いたセキュリティ・トークンの権利の帰属と記録の一致」『信託の理論と活用』(トラスト未来フォーラム、2023年)51-52頁及び後掲注39・得津6-12頁も参照。

NFTをみると、トークンによって著作権の移転や行使が果たされているといえるほどの仕組みがプラットフォーム上で完成していない限りは、原資産たるデジタルアートの法律関係（著作権法や民法）に即してNFTを規律することになる。加えて、このトークンを破産の場面でいかなる法的性質と扱うかは、NFTの代替性の程度によることになる。すなわち、ア) 原資産が他と完全に異なるデータである「代替性」がないNFTか、そうではなく、イ) トークンに番号が振られている限りで区別され、トークンと関連づけられたデータの中身自体は全く同一であり、「代替性」を認める余地があるNFTかによって破産時の法的性質が分かれる<sup>40</sup>。

## (2) NFTに関する学説と著述の方向性

暗号資産に関する学説は前記⑧説に至ってNFTを射程に含む理論構築に至ったが、同説登場の前後にはNFTそのものに関する法的な議論も見られるところである。まず、本稿の冒頭で示したように、実務家を中心に、NFTは財産権による支配を受ける存在ではなく、これが関連づけられた原資産の法律関係に従うとの見解（たとえば、NFTの原資産がデジタルアートであれば著作権法や民法の契約法に従うとの見解）がいちはやく示されている<sup>41</sup>。そのほか、比較法の手法を通じ、NFTに財産権による支配を認める可能性に言及する見解（振替株式や物権との親和性を論じるもの）も登場しているが<sup>42</sup>、NFTの性質を法的に位置づける議論はまだ緒に就いたばかりとの印象である。

そのため、ひとまず暗号資産に関する諸学説をNFTに応用し、その処理が妥当性を維持できるかという検討を進めるべきである。そうであるとして、

---

39 以上は横浜国立大学暗号資産研究会における得津晶教授のご報告によってご教示いただいた。詳細は「トークンの一般法理は手形法理論の二の舞を演じることになるか？」(2023年) 2-6頁を参照。なお、同報告の原稿は下記からダウンロード可能である（最終確認日：2023年11月30日）。<https://researchmap.jp/tokutsu/presentations/43171308>

40 前掲注39・得津13-14頁のほか、これが破産時を念頭に置くことについては、前掲注39・得津11-12頁及び前掲注38の文献を参照。

41 学説の状況は、前掲注4を参照。

42 このような立場を示すものについては、前掲注1及び注3の諸文献を参照。

暗号資産に関する学説のうち、いずれを本稿で取りあげて検討するかを述べると、以下のとおりである。

まず、法的な基礎概念や枠組みから新たな財の性質を位置づけることが、新たな技術による財を法の世界で受け止めることになるのであれば、法的に明確な位置づけを与えることにこだわらない①説のほか、暗号資産や NFT 自体が創作物とはいいがたく著作権の規律を及ぼし得るか微妙な判断を迫られる⑤説は、新たな財を（特に、NFT まで視野にいれて）法の世界で受け止め、位置づけを積極的に説明するには検討課題が残る<sup>43</sup>。

また、暗号資産ですら必ずしも決済に利用されると断定できない現状で、NFT のように決済から距離がある存在について金銭と比較することは難しく、③説及び④説も NFT に関する本稿の検討ではひとまず措くこととする。なお、④説は暗号資産ではなく NFT を規律対象とする場合、金銭や預金とは異なる既存の法制度を参照し、論者の主張する「財産権」の内実を説明する可能性もあるが、それは筆者には推論が困難であるため、前記とおり③説と同様にひとまず検討を留保した。

すると、物権類似の財産権を認める②説、有価証券的規律を及ぼす⑥説、合意に基づく説明を行う⑦説、トークンによる権利の移転・行使のあり方とトークンの代替性の有無で規律を判断する⑧説を検討対象とすることになる。ただし、1の(1)末尾で述べたように、⑧説からすると、デジタルアートの NFT のみによって著作権の移転や行使が果たされているといえるほどの仕組みが存在しない場合には、NFT の処理を著作権法や民法に従って行うことになると予想され、⑦説と同様の帰結になろう。

そこで、NFT については暗号資産に関する②、⑥及び⑦説に即しながら検討を深めることが有益である。実際に、現時点における NFT の日本法における評価としては、⑦説に類する「NFT を契約の手法で処理する見解」、②説に類する「物権による支配に基づく処理を行う見解」及び⑥説に類する

---

43 フランス法との比較において、暗号資産に関して、本文と同種の指摘をするものとして、前掲注6・拙稿「日仏の比較における暗号資産の法的位置づけに関する今後の方向性」221 - 224 頁を参照。



「振替株式の法制度を応用した処理を行う見解」が存在する。したがって、以下の第2～第4では、NFTに関する各見解の意義や課題を提示しつつ、特に第4において、振替株式の法制度を応用するとの私見との関係で、暗号資産に関する⑥説の発想に即しながら NFT に関する検討を深める。

## V. 小 括

ここで、第1における論述を整理すると、まず、NFT（非代替性トークン）は、ウォレット内での秘密鍵や公開鍵を用いた暗号化技術、ネットワーク上のノード同士を結びつけるピアツーピアという通信技術、さらに、ノードによる検証と連鎖的な取引記録によって実現されるブロックチェーン技術の複合によって構成され、そこに、トークンを識別する機能やスマートコントラクト等の新たな機能が付加されているものの、情報の強固な記録という本質においてみれば、暗号資産（代替性トークン）と類似していた。

NFTに暗号資産と異なる点があるとしても、それらの法的性質決定を行うならば、それぞれの本質に着目し、法的に同種の扱いをなし得るか否かを検討すべきであり、その意味では、前述のように NFT と暗号資産は本質の点で技術的な共通性が見いだせる。とすれば、あとは、これらの法的な同質性を検討すべきであり、暗号資産の法的性質決定を NFT に及ぼすことで問題なく法的な処理ができるのか、ということを見る必要がある。

そこで、暗号資産の法的性質を巡る諸学説を確認し、その中でも、法的基礎概念や枠組みから NFT を位置づけ、その実態に即した検討を行い得る見解として、契約的な理解、物権法的な理解及び振替株式の法制度を応用した理解から、以下の論述を行うとの絞り込みを行った。なお、これらの理解は既に NFT の法的性質に関する既存の諸説とも一致する方向性であり、NFT の法的性質に関する現在の議論をさらに深めることに資すると思われる。

よって、以下では、デジタルアートと関連づけられた NFT に関して、前記の各説から、法的にどのような処理があり得るのか、そして、それぞれにどのような意義と課題が存在するのかを概観する。

## 第2 契約の手法により NFT を処理する見解

現在の日本では本稿の冒頭(「はじめに」)で指摘したように、原資産であるデジタルアートの利用を許諾する契約が存在する事例を中心とし、この契約関係を規律する法律に従って NFT の譲渡を処理するという実務家を中心とした提案<sup>44</sup>が見られた。

そこで、この見解から考察すると、デジタルアートと関連づけられた NFT について、同アートの著作権及びそれが関連づけられた NFT の双方が同時に譲渡された場合、どのような法的処理となるか、そして、そこにはどのような課題が存在するのかを述べる。

### I. 契約的な処理の方法

#### 1 内容

この見解は、NFT そのものに財産権を承認せず、契約での処理を目指すものといえる。そもそも、日本の民法85条が有体物を民法上の「物」と定義し、民法206条で所有「物」に所有権を認めるという規定から考えると、ネットワーク上に存在する NFT を有体物と評価できず、これに所有権の成立を認めるには乗り越えるべき壁がある。また、民法以外の私法の特別法において NFT に財産権を承認する明文規定も存在していない以上、NFT に所有権を認めることはできない。このように考えると、NFT をめぐる法律問題を(特定の財産権及びそれに適用される法理ではなく)契約で処理するという方向性が示されることになる<sup>45</sup>。

この見解では、主にデジタルアートの利用許諾契約(ライセンス契約)を想定した議論が展開されている。たとえば、デジタルアートの著作者 A が、同アートの複製権や公衆送信権のような著作権の支分権と NFT を関連づ

---

44 詳細は前掲注4の各文献を参照。

45 たとえば、前掲注4・長瀬ら65-67頁、前掲注4・増田=古市45-47頁以下、前掲注4・天羽=増田編189-197頁以下[増田=古市]、前掲注4・井上ほか97-98頁、104頁、前掲注4・木村87頁以下、前掲注4・島田71頁以下、前掲注4・中崎70頁及び前掲注4・岡本31頁などを参照。

け、NFT 購入者 B にアートの利用を許諾する場面を主に取り上げている。したがって、この見解は上記のような NFT の原資産であるデジタルアートを規律する著作権の支分権に関する契約を前提とし、この契約を規律する著作権法や民法の契約法を適用することによって、NFT の譲渡を処理することになる。

## 2 特徴

以上の見解について、注目すべき三つの特徴を指摘できる。

まず、この見解では、NFT が、それと関連づけられた一定の権限を表章するものと理解されているという点を指摘したい<sup>46</sup>。つまり、特定の NFT 保有者が特定の権限を保有していると評価されており、あたかも財産権が化体する媒体のように NFT を理解し、振替株式のような口座の記録で権利を表章する財に認められる権利性までは認めないとしても、NFT の実態として権限の存在を示すものであることまでは承認されている。そもそも、トークンは代替・非代替を問わず、何らかの権利関係を示すために有用であるといわれてきたことからすれば<sup>47</sup>、以上は当然の帰結ともいえる。このことは、NFT を振替株式類似の存在と評価する筆者からは注目に値する。

次に、この見解は本稿の冒頭で示したフランスにおける議論に近い評価を与えることが可能であり、これは日本の現状で一定の合理性を有することを指摘できる。フランスでは、トークン技術を用いる暗号資産（代替性トークン）に民法上の所有権を承認する見解が有力となりながらも、NFT についてみると、所有権による支配を認めるか否かで議論が分かれていた<sup>48</sup>。すなわち、暗号資産と同様に NFT にも所有権による支配を認める見解のほか、所有権による NFT の支配を認めずに原資産の法律関係による処理を行う見

---

46 たとえば、前掲注 4・長瀬ら 66 - 67 頁及び片岡総合法律事務所編『金融法務の理論と実践』（有斐閣、2023 年）444 - 446 頁 [井口大輔＝伊藤亜紀＝近藤克樹＝岡師康之＝福田隆行] が明確に表章と述べる。

47 増島雅和＝岡田淳「ブロックチェーンの仕組みと知財管理への応用」知財管理 67 巻 4 号（2017 年）506 頁以下を参照。

48 この点については前掲注 3 記載の拙稿を参照。

解が対立していた。後者の見解が日本の契約的な理解に類似するといえる。暗号資産に財産権による支配を認めるフランスでさえ、NFTについての議論が分かれることからすれば、暗号資産について財産権を認めるか否かの決着がついていない日本においては、当面、契約的な処理が実務で合理性を有することはやむを得ないといえる。

最後に、当面は契約的な実務的処理がやむを得ないとすると、契約的なNFTの処理はプラットフォームの規約の問題に行き着くことを指摘できる。すなわち、プラットフォームの用意したマーケットプレイスでのNFT売買が多い現状から、契約的なNFTの処理を行う見解の中には、プラットフォームの規約の中身を精査したり、今後、この内容を充実させたりすることを提案する論者も存在する。たとえば、実際に存在する Super Rare というプラットフォーム<sup>49</sup>を参照し、具体的な規約の在り方が提案されている。その内容は、NFTの発行にあたって、プラットフォームが発行者に対する事前審査や登録制を採用し、あるいは、発行前の本人確認・権利関係の表明保証をさせる（自らが素材の著作権者である又は著作権者から許諾を受けた素材を用いているなどの表明をさせる）というものである。以上に反した者は、コンテンツの非表示、NFT取引取消またはNFT没収などの対応を受けるべきであると提案されている<sup>50</sup>。

---

49 Super Rare Labs というプラットフォームは、その運営者がアーティストを事前審査する。すなわち、NFT 発行にあたって、許諾や合意のある素材であるということを表明保証しなければならず、また、他者に著作権が帰属するデジタルアートに関する NFT の発行も禁止される。同時に、アーティストに対し、1 つのデジタルアートにつき複数のトークンを発行しないように表明保証させている。このような審査を経たアーティストに、デジタルアートと関連づけられた NFT の発行権限を与え、アーティスト自身に販売させ（運営者自身は NFT を自ら発行せず）、この NFT を購入した者はコレクターと呼ばれ、コレクター同士の譲渡も可能である。この NFT を保有することは、アーティストからライセンスを受けている状態（世界的に無償でデジタルアートを表示し、SNS で共有し、販売等をする権利を与えられた状態）と定められている。したがって、NFT を保有しなくなった状態では、ライセンスが終了する。なお、NFT と関連づけられたデジタルアートに関し、同一のアートを表章するトークンの発行や製作者の改ざん・隠蔽をはじめとした利用は禁止されるなどの禁止事項も存在する（以上につき、前掲注 4・井上ほか 101 - 103 頁を参照）。

50 前掲注 4・井上ほか 106 頁を参照。

## II. 契約的な処理の課題

### 1 課題を検討するための事例

以上の見解は、NFTによってデジタルアートの著作権そのものを譲渡するケースを念頭に置くものばかりではない。そのため、NFTと同時に、そこに関連づけられたデジタルアートの著作権をも譲渡する場合、どのような法的処理となるのかは明確でない。特に、a) プラットフォームの規約が詳細でないケースにおいて、同プラットフォームでNFT及び著作権が二重譲渡され、第三者の登場する事態を招いた場合、NFTと著作権を調整する規律をいかに設定するか課題となる。また、b) 仮に、プラットフォームXに規約が存在しても、XでNFTを発行したAが、同NFT及び著作権をBに譲渡しながら、Xとは異なるプラットフォームY（技術的にはXで扱うNFTを取引可能だが、取引に関する規約は存在しないプラットフォーム）において、当該NFT及び著作権をCに譲渡した場合の扱いなども問題となる。

ただ、ここでは問題を簡潔にするため、a) について検討することとし、そのために以下で示した二つの事例に即して、契約的な処理方法を確認する。

#### 【事例<sup>51</sup>】

- ① デジタルアート甲の創作者であり、その著作権者（アーティスト）が、甲のデータをIPFS上に保存したうえで、甲をプラットフォーム乙（規約なし）においてNFT化し、当該NFTの説明欄に「NFT購入者へ甲の著作権まで移転する（なお、著作権法61条2項の特掲も行う）」旨を記載し、web上に表示した<sup>52</sup>。この説明を前提に、著作権者がAにNFT及び著作権を乙において譲渡し、Aが著作権移転の登録を文化庁で済ませ、ブロックチェーン上でも記録を行った。このAがBへ乙においてNFTを譲渡すると共に、甲の著作権も譲渡した。しかし、Bは、甲の著作権を文化庁で登録し、NFTの移転をブロックチェーン上で記録していなかったところ、その後、AはCに対しても乙において甲の著作権及びNFTを譲渡し、CがNFTに関するブロックチェーン上の記録のみを行った（著作権の登録はすでにBに行われており、Cは行っていない）。

② デジタルアート甲の創作者であり、その著作権者（アーティスト）が、甲のデータを IPFS 上に保存したうえで、甲をプラットフォーム乙（規約なし）において NFT 化し、当該 NFT の説明欄に「NFT 購入者へ甲の著作権まで移転する（なお、著作権法 61 条 2 項の特掲も行う）」旨を記載し、web 上に表示した。この説明を前提に、著作権者が A に NFT 及び著作権を乙において譲渡し、A が著作権移転の登録を文化庁で済ませ、ブロックチェーン上でも記録を行った。この A が B へ乙において NFT を譲渡すると共に、甲の著作権も譲渡した。しかし、B は、NFT に関するブロックチェーン上の記録のみを行って、甲の著作権登録は文化庁において行っていなかったところ、その後、A は C に対しても乙において甲の著作権及び NFT を譲渡し、C は文化庁において甲の著作権登録を行った（ブロックチェーン上の記録はすでに B に行われており、C は行ってない）。

## 2 事例の具体的処理とその課題

NFT を契約的に処理する見解では、いずれの事例においても、乙が著作

51 前掲注 5 記載のように、著作権には著作財産権のほか、著作人格権も含まれる。そして、著作人格権は一身専属権であり、譲渡できない（著作権法 59 条）。したがって、本文の事例①及び②では、著作者が著作人格権まで NFT 保有者に譲渡することはできず、この権利の放棄または包括的不行使を NFT の説明欄に記載することが考えられる。ただし、著作人格権の放棄や包括的不行使契約については、これらを認める見解と否定的な見解に分かれる（小泉直樹ほか編『条解 著作権法』[弘文堂、2023 年] 616 - 617 頁 [上野達弘] を参照）。そこで、本稿では、この問題をひとまず措いて本文の検討を進めるものとする。しかし、甲に関する著作人格権が著作者に残り、著作財産権が NFT 保有者に移転しても、著作人格権が害されない限り、著作者は NFT 保有者による甲の自由な利用を認めざるを得ない。著作人格権の侵害が認められる場合は、たとえば、NFT 保有者が甲（デジタルアート）の内容を書き換え、著作者の意思に反して「変更、切除その他の改変」を行った場合を指摘できる（著作権法 20 条 1 項）。この場合、著作者の甲に対するこだわりが損なわれ、甲を創作した者の社会的評価さえ低下させかねない。このような形での利用まで NFT 保有者に認める必要はないと考えれば、著作人格権が著作者に留保されている状態は NFT の流通やそれと関連づけられたデジタルアートの利用を妨げることはなく、むしろ、適正な利用を促す契機になるともいえる。いずれにしても、前述のように、デジタルな世界における著作権人格権の問題は今後の検討課題とし、本稿では検討を控える。

52 NFT に関する契約条件の表示方法につき、前掲注 4・熊谷＝山地 169 頁 [熊谷] 及び前掲注 4・増島＝堀 383 頁 [増田] を参照。

権譲渡に関する規約を用意していない以上、譲渡や対抗の問題は著作権と NFT で別々に検討することになる。

### (1) 事例①の具体的処理

NFT を契約的な理解から説明する見解は原資産（デジタルアート）の法律関係に従うことになるので、事例①で、著作権譲渡に関して登録を先に行った B が著作権を取得し、これを C に対抗可能となる（著作権法 77 条柱書及び同条 1 号）。すると、著作権に関して無権利となった A が C に著作権を移転することはできない。

しかし、著作権法は NFT の取得まで規律していないため、乙に規約がない以上、NFT に関してはブロックチェーン技術を用いた NFT の移転に関する仕組みに従って判断することになる。その帰結として、ブロックチェーンの記録を行った者が NFT の保有者と確定せざるを得ず、C が A と NFT 譲渡の契約を締結した後、B よりも先にブロックチェーンに記録をした場合、NFT は C に保有されることで確定する。

したがって、事例①においては、著作権が B に帰属し、NFT は C の保有で確定し、著作権と NFT は分離することになる。

### (2) 事例②の具体的処理

対して、事例②はどのような結論となるか。この場合、B は A との譲渡契約だけでなく、NFT に関するブロックチェーンの記録まで行っており、NFT は B に保有される。というのも、契約的な観点から NFT を説明する見解によれば、NFT の帰属を説明する法律がない以上、技術を用いた帰結として、B の NFT 保有が確定するからである（これは事例①の C に関する処理と同様である）。

そして、事例②では AB 間の著作権譲渡に関する契約もなされているが、B は著作権の譲渡による移転（著作権法 77 条 1 号）を登録していないため、この権利の移転を第三者に対抗できない（同法 77 条柱書）。しかし、その後に AC 間でも同じ著作権の譲渡が契約され、C が著作権の登録を行い、同

権利の自己への移転につき対抗要件を備えている。

すると、著作権の登録なきBが、同権利の移転をCに対抗できるのか否かは、Cが著作権法77条柱書の「第三者」に該当するか否かで判断することになる。「第三者」は、背信的悪意者を除外するので、Cが、AからBへの著作権譲渡につき悪意かつ信義則(民法1条2項)に反する事情を有すれば、背信的悪意者に該当し、「第三者」とはいえない<sup>53</sup>。したがって、「第三者」に該当しないCに対しては、Bが登録していない著作権の移転を対抗可能であり、NFTだけでなく著作権もBに帰属する。しかし、CがBへの著作権譲渡につき善意あるいは悪意しかなければ、「第三者」に該当する。この場合、Bは登録なき著作権の移転を「第三者」であるCに対抗できず、登録をしたCが著作権を取得することになり、BはNFTのみを保有する。

よって、Cが善意あるいは悪意の場合、事例①と同様に、著作権とNFTが別人に分離することになる。

### (3) 契約の手法による処理の課題

いずれの事例においても、以上の分離状態が生じるとすれば、著作権を有する者(しかし、NFTを保有しない者)とNFTを有する者(しかし、著作権を有しない者)が併存する可能性を指摘できる。

そして、著作権者は真正なデータにリンクが張られているだけで著作権侵害を問うことはできないため<sup>54</sup>、事例①・②において前述の分離状態に至る

53 背信的悪意者を著作権法77条柱書の「第三者」から排除し、著作権を取得した者は背信的悪意者に対して、登録なく著作権を対抗できるというのが、著作権分野における裁判例の立場である(知財高判平成20年3月27日裁判所web、なお、同判決の詳細については拙稿「判批」小泉直樹=田村善之=駒田泰土=上野達弘『著作権判例百選[第6版]』[有斐閣、2019年]200-201頁を参照)。そこで、本稿の本文では前記裁判例をふまえた。しかし、学説における有力な見解では、背信的悪意者だけでなく単純悪意者も著作権法77条柱書の第三者から除外される(したがって、著作権を取得した者は単純悪意者に対して登録なき著作権を対抗できることになる)。このような見解として、田村善之『著作権法概説[第2版]』(2001年)509-510頁、駒田泰土「判批」速報判例解説3号(2008年)253頁及び前掲注23・高林209頁を参照。これらの有力説の場合、Cが背信的悪意または単純悪意でない限り(つまり、善意の場合には)第三者に含まれることになる。

54 前掲注4・井上ほか106頁を参照。



と、著作権者は自らに甲の著作権を帰属させながらも、甲と関連づけられた NFT を保有する者が存在することを認めざるを得ず、NFT 自体を削除請求できるわけではない。ブロックチェーン上で甲と関連づけられていることが明示された NFT が存在しているが、実は、甲の著作権者は NFT 保有者と別に存在するという以上の状況は、市場において著作権者の権利に疑義を生じかねないとの困難に直面する。

とはいえ、前述の分離状態に陥ると、NFT 購入者もまた購入の目的を達成できないという困難に直面する。なぜなら、前述の分離状態が生じると、NFT 購入者（しかし、著作権を有していない者）が、自己の NFT と関連づけられた甲を利用すると、著作権者（しかし、NFT は有していない者）から損害賠償（民法 709 条）や差止め等（著作権法 112 条）の請求を受ける可能性が高く、甲を利用するとの目的を達成できないからである。

以上の帰結は NFT の取引抑制とアーティストにとっての不安を招きかねない。NFT 購入者が甲の利用まで目的とする場合、甲を利用できない NFT をあえて有償で購入するとは考えがたく、NFT を有償で購入しても目的を達することができないことがあるとすれば、NFT の取引に抵抗感が生まれる。すると、段々と NFT 取引が停滞するおそれが生じ、アーティストからすれば、NFT の流通による利益の還元も、作品の拡散による自己の知名度の向上も図ることができず、さらには、自分自身あるいは自己の作品への信頼感の喪失をも招きかねない。

よって、以上で示した NFT と著作権の分離状態を解消する必要がある。もちろん、契約的な処理を行う立場からすれば、以上の分離状態を現行法で解消できないからこそ、事例①・②のような取引をすべきでない主張することになるが、本稿の冒頭（「はじめに」のⅡ、その注 20 及び注 22 等）で述べたように、事例①・②の取引が、アーティストにとっても NFT 購入者にとっても利点をもたらす可能性があり、一定の需要があるとすれば、そのような新たな取引の可能性の芽を摘むことになる原因を取り除く方向性を探究すべきである。

### Ⅲ. 小 括

以上のように、契約的な観点からのみ NFT の譲渡を理解しようとする、事例①・②いずれにおいても著作権とそれを示す NFT の分離という課題を生じることになる。このように、契約的な理解だけでは、特に規約を設けていないプラットフォームにおける NFT 取引を処理する場合（あるいは規約が及ばないプラットフォームでの取引の場合も同様か）、著作権者、NFT 保有者、市場の第三者及びアーティストに不利益を与えかねない。

したがって、NFT を著作権と関連させて利用可能な意義ある存在とするためにも（あるいは、そのような利用が可能なのか、NFT の限界を検討するためにも）、また、デジタルアートのように、すぐれて現代的な作品の現代社会における適切な流通を維持するためにも、法の側で何らかの対処を検討する必要があるのではなからうか。そのために、NFT と同様のトークン技術を用いる暗号資産に関して、これまでなされてきた議論のうち、特に、上記の契約的な理解との対比に資する見解（暗号資産に財産権を承認する見解）から、事例①・②のような場合に、NFT をいかに処理するのかを検討する次の項目に進む。

なお、デジタルアート甲の著作権者が、甲のデータを IPFS などで分散的に保存した後、NFT を発行していない状態であることをいいことに、A が無断で甲の IPFS へのリンクを用いて NFT を発行し、同コンテンツ及び NFT そのものを譲渡する契約を B と締結することが現実に横行している。第2で述べた契約的な処理からは、B が甲を複製するなどの行為に及ばない限り、著作権者による損害賠償や差止め等の請求はできないことになる。そのため、契約的に処理するならば、以上のような NFT の無断発行の場合、取引に関与するプラットフォームに NFT の削除等を請求することになるものの、それを実現する規約がなければ、もはや著作権者は NFT について意義ある対処は行えないおそれがある。

### 第3 物権による NFT の支配を認める見解

次に、暗号資産に物権的な支配とその規律を及ぼす見解が存在するのと同様に、NFTにも物権的な支配・規律がなされると理解すれば（「Ⅰ．物権による支配の内容」、第2のⅡ－1記載の事例①及び②の処理はどのようなものとなり、その処理に伴う課題はいかなるものとなるのかを示す（「Ⅱ．物権的支配に基づく処理とその課題」）。

#### Ⅰ．物権による支配の内容

##### 1 比較法的な視点による物権的支配の必要性

物権法による NFT の保護については、日本と同じように有体物を前提とした物権法理を展開するドイツにおける学説が既に紹介されており、参考となる。まず、ドイツの学説では、NFTを民法上の物と位置付けて物権法の規定を類推適用する可能性に加え、さらに、デジタルな地位にも物権法を準用するという立法の可能性にまで言及するものがあり、前者の類推適用を行う場合については、NFTの譲渡・相続にあたって、既存の民法を（NFTに即した）読み替えを行ったうえで用いることが提案されている<sup>55</sup>。以上の見解は、NFTに電子的な証明手段以上の価値や評価を認めているようであり、NFTそのものに一定の財産的価値を認めることが可能であるといわれ、特に、NFTが特定のデータを他のデータと区別できる状況を創出している点で有体物に近いと評価され、こうした技術の特性に即した「あるべき法」は、前述のような NFT に対する物権的な支配を認めることであると紹介されている<sup>56</sup>。

その他にも、ドイツにおいて、NFTに物権法理を応用する見解とし、メタバース上の土地というバーチャルな存在を前提にした学説も登場している

---

55 このことを述べるものとして、前掲注3・原田「NFTに対する『所有権』の成立可能性をめぐる法的議論の整理と若干の考察」384－389を参照。

56 前掲注3・原田「NFTに対する『所有権』の成立可能性をめぐる法的議論の整理と若干の考察」393頁及び396頁を参照。

ようである。すなわち、このようなバーチャルな空間であっても、そこに第三者が無断で立ち入ることを防止する利益等があるとの前提で、電子的な記録簿で記録された(ただし、支払い手段に用いられない)デジタルな客体を、バーチャルな物と定義し、その代表例であるNFTは有体物に準じた(有体物規範である既存の物権法理に抵触しない限りで)所有権的な保護を認められるとの学説も存在しているとのことである。これは、既存の所有権に近い発想を採用することで、メタバースという仮想空間におけるデジタルな財の取引に関する法的安定性を図ることになり、そこに関わるユーザーや企業等の安全を図るものと評価されている<sup>57</sup>。

これらの見解は、日本と同様に物権の客体として有体物を原則に据えるドイツにおける考え方であり、以上の発想を日本でも共有するなら、物権法という既存の枠組みがNFTという無体の財に応答できる可能性を深める余地はあり<sup>58</sup>、立法も視野に入れながら具体的な制度設計を模索する必要性が指摘されている<sup>59</sup>。

## 2 日本法における具体的な物権的支配の可能性

では、日本において、NFTへ物権法理を及ぼすとして、それはどのような形で実現されるのか。この点についても、日本で既に一定の検討が示されつつある。たとえば、NFTの原資産がデジタルアートのようなデータの場合、原資産たるデータに関する権利(本稿の想定するデジタルアートに関する著作権等)と異なる財産的価値がNFT自体に存在する場合には、NFTは独立の取引対象となり、原資産に関する権利と別に、NFTに関する権利(あるいは法律関係)をも認める可能性が示されている<sup>60</sup>。

このNFTに関する権利の私法上の性質はいかなるものか。これはNFT

57 以上につき、前掲注3・原田「メタバース上のNFT化された仮想オブジェクトに対する『データ所有権』構想についての一考察」282-284頁及び288-291頁を参照。

58 これを述べるものとして、前掲注3・原田「NFTに対する『所有権』の成立可能性をめぐる法的議論の整理と若干の考察」399頁及び406頁を参照。

59 前掲注3・原田「メタバース上のNFT化された仮想オブジェクトに対する『データ所有権』構想についての一考察」295-296頁を参照。

60 前掲注3・大塚570-572頁を参照。

に対する排他的支配を認める「物権的権利」であるとされ、前述した種類の NFT に対して「物権法のルールを（類推）適用すべきである」と考えられている。対して、NFT を発行した者とこの者から NFT を取得した保有者との間の法律関係（発行者から保有者への NFT 移転だけでなく、たとえば、NFT の価値の維持、転売時の発行者への利益還元及び転売の際の承諾等）は、契約法や著作権法等の規律を受けるとされている<sup>61</sup>。

以上を前提とすると、NFT に関する帰属と移転の関係は以下の通りになる。すなわち、NFT の発行時に「物権的権利」が発生し、この権利が発行者に帰属し、その後、NFT がブロックチェーン上に記録されることで「物権的権利」の譲渡・相続が可能となる。そして、発行者から NFT を取得した保有者が NFT をさらに第三者に譲渡した場合も同様であり、NFT の移転がブロックチェーン上で記録されることで、NFT に関する「物権的権利」が第三者に移転する。つまり、ブロックチェーン上の記録が前記権利を譲渡するための効力要件であり、かつ、対抗要件にもなっていることになる<sup>62</sup>。

さらに、NFT に関する権利者は「物権的権利」を有することからすれば、NFT を使用、収益又は処分できる権利を有し、NFT の記録を無断で移転する者（ハッカー等）が生じた場合には、上記権利の侵害が生じており、物権的請求権を行使することをもって NFT の記録の移転を請求できる<sup>63</sup>。

しかし、物権的請求権が対応できない問題も指摘されている。たとえば、他人のデジタルアートに関する NFT を無断で発行した者も、発行をした以上は NFT に関する「物権的権利」を取得することになるので、このような NFT の無断発行の問題はデジタルアートの著作権者らの法的対処によって解消されるものではなく、プラットフォームによる対応に委ねられるとされている<sup>64</sup>。また、A が発行したデジタルアート甲に関する NFT が B に譲渡され、譲渡がブロックチェーン上に記録された後、C も甲に関する NFT を A から二重に発行された場合、C の NFT にも C の「物権的権利」が生じることに

61 前掲注 3・大塚 575 - 578 頁を参照。

62 以上を述べるものとして、前掲注 3・大塚 579 頁を参照。

63 前掲注 3・大塚 581 頁を参照。

64 前掲注 3・大塚 580 頁を参照。

なり、B・CのNFTについての物権的支配は両立し、あとはAB・AC間の契約上の問題として処理されることになる(つまり、BはCに「物権的権利」に基づいて何らかの請求ができるわけではない)と考えられている<sup>65</sup>。

## II. 物権的支配に基づく処理とその課題

以上の諸見解を参照しながら、第2のII-1で記載した事例①・②を検討する。ただし、第3のIの論者は必ずしも本稿の示した事例①及び②を想定した検討を行っているわけではないため、以下は、前記Iの論者の提案を受け、NFTに日本の民法上の物権をできるかぎり認めるとすれば、いかなる点が検討課題となるかを示すこととする<sup>66</sup>。

### 1 処理上の課題①：対抗要件規範等の特定

ここで示す最初の課題は、トークンの譲渡に関する規範を物権法理のうちどこに見出し、特定するかということに関わる。

まず、トークン譲渡の対抗要件を「登記」(民法177条)とみるか、それとも、「引渡し」(民法178条)とみるのかという点について述べる。事例①・②ともに、トークンについてブロックチェーン上の記録によって対抗問題を処理するなら、これは、登記という不動産情報に関する記録を基準とする民法177条と比較すると、「記録」の介在という点で類似性がある。では、同法177条をNFTに類推する余地があるかということ、177条の登記は不動産

65 この点については前掲注3・大塚581頁を参照。なお、Cが甲に関するNFTを一切保有していない場合等に、Bに対して自己のNFTに関する「物権的権利」を主張しても、Bはブロックチェーン上の記録をもって甲に関するNFTの「物権的権利」をCに対抗できるとされている(前掲注3・大塚581頁を参照)。

66 前掲注3・原田「NFTに対する『所有権』の成立可能性をめぐる法的議論の整理と若干の考察」及び原田「メタバース上のNFT化された仮想オブジェクトに対する『データ所有権』構想についての一考察」は、日本においてNFTに関する物権を議論する余地やその方向性を示すものであり、また、前掲注3・大塚の述べるNFTに関する物権的な支配は、NFTがデジタルアートの著作権と関連づけられるだけでなく、さらに著作権とは別の価値をも独立に認め得る場合を想定したものである。したがって、いずれの見解も、本稿で述べた事例①及び②を前提としたものではない。よって、本文でこれ以後に述べる内容は、NFTに物権的支配を認める方向性を受け止め、筆者なりに一応の理論モデルとして既存の物権法理を想定し、それをそのまま応用していることをお断りしておく。

(土地やその定着物である建物等、民法 86 条 1 項)に関する法務局における磁気ディスク上の記録によるものであり、無体の財であるトークンに関するネットワークにおけるブロックチェーン上の記録とはやや距離がある。NFT に物権を認め、177 条を対抗要件規範として類推適用するならば、この距離感をいかに克服するかが課題といえる。

同じように、民法 178 条を NFT に類推適用することもまた一定の課題を伴う。同法 178 条の「引渡し」は有体物を現実に引き渡すこと(民法 182 条 1 項)を含んだ概念であり、有体物の物理的支配を前提としている<sup>67</sup>。そうであれば、ネットワークにおけるブロックチェーン上で実現される(NFT という無体の財に関する)記録の移転と 178 条の「引渡し」の類似性は低いようにみえる。したがって、178 条を NFT の問題に類推適用するには、記録と物理的な占有の共通項が民法領域で見いだされる必要がある。

すると、仮に NFT 自体を物権で支配することを認めた場合、対抗要件に関する法規範をいかに特定し、NFT に類推適用するのか(また、前記 I-2 で示した見解からはブロックチェーン上の記録を譲渡の効力要件とするので、その法的根拠を物権法のいかなる規範に求めるのか等も)、論者によるさらなる検討を待ちたい。これは、ブロックチェーン上の記録による NFT 保有に法的背景を与え、この技術を法の世界で受け止めた解決を図るために必須の検討であると思われ、その方法としては解釈<sup>68</sup>だけでなく、立法を視野に入れたものとなろう<sup>69</sup>。

## 2 処理上の課題②： NFT と著作権の分離

以上の課題は存在するものの、これをひとまず措くとして<sup>70</sup>、もう一つの課題をみていく。そもそも、民法 177 条及び 178 条のいずれも、一定の公

---

67 民法 178 条の「引渡し」には同法 182 条 2 項の簡易の引渡し、183 条の占有改定及び 184 条の指図による占有移転まで含まれる。これらはいずれも有体物の物理的な移転を伴わないまま、占有移転を認めるものであり、観念化した占有の移転方法である。これらを 178 条の「引渡し」に含むとしても、観念化された前記の各占有移転の根幹には、有体物を直接占有する者が存在しており、観念化された占有でさえ有体物を前提とした物理的な支配を(何らかの形で)前提としているといえる。

示を備えた者が物権を対抗可能な状態となることは同様であり、登記や引渡しの実現をより抽象化すれば、公示による対抗要件の具備を民法が求めていると見ることもできる。そこで、ひとまず以下では、ブロックチェーンによる記録によって、民法の要請する公示による対抗要件の具備が一応なされたと仮定し、前記1以外の課題について検討を進める。

- 68 解釈としては民法の物権に関する諸規定の類推適用が想定されるものの、民法の中に NFT へ類推適用可能な条文が存在しない場合、立法的対処を検討しない限りは無体の財につき、法に根拠なき物権を承認することになる。この場合、物権法定主義（民法 175 条）との関係が問題となるが、明文規定なき物権も慣習を通じて形成された「物権的性質の権利」として説明する余地は残されている。すなわち、慣習による権利承認に至る程度の実事関係が積み重ねられたうえで、このような権利を認める合理性や制度の明確性があり（つまり、民法 175 条の物権法定主義が否定した封建的な諸物権のような複雑で不合理かつ不明確なものが蒸し返されることなく）、一定の公示を備えた直接的・排他的な支配権といえるなら（以上の慣習上の物権に関する説明を一般的に指摘するものとして、たとえば、近江幸治『民法講義Ⅱ 物権法 [第4版]』[成文堂、2020年] 9頁及び生熊長幸『物権法 [第2版]』[三省堂、2021年] 51頁を参照）、NFT の「物権的な権利」に慣習法上の物権としての性格を与える余地はあるようにも思われ、検討を要する。また、譲渡担保権について社会における取引需要の存在が民法 175 条の強行法規性を破るとの見解も存在しており（米倉明『譲渡担保の研究』[有斐閣、1976年] 55頁以下）、NFT に物権的支配を認める見解から見ると、NFT のような新たな財との関係で、物権法定主義との衝突を回避する議論の発展が期待される。
- 69 たとえば、NFT について何らかの物権を認めるとして、その法制度の基礎は一般法である民法にゆだねながら、民法に定めがなく、類推適用も困難なものについてのみ特別法で定めることが考えられる。このような発想は無体の財について既に採用されているように思われる。たとえば、電子記録債権の担保化は質権設定によって実現可能であるとの明文規定（電子記録債権法 36 条）が存在するものの、この質権設定にあたって、その電子記録債権の無体の性質に反する民法の諸規定の準用は否定されながら（電子記録債権法 36 条 2 項で質権に関する民法の総則規定のほか動産質権や不動産質権に関する民法の規定の準用は除外されながら）、電子記録債権法 36 条 3 項において、質権の優先弁済的効力を定める民法 342 条の規定は準用されている。NFT について「物権的権利」を認めた場合も、民法に立脚しながら、そこで不足するルールについて特別法に委ねる可能性を検討するなら、前述の電子記録債権の法制度と類似したものを目指すことにならうか。
- 70 民法の物権法における対抗要件（登記あるいは占有）は、物権による支配の客体の性質（有体物）やその種類（不動産または動産）に即して用意されている。そうであれば、有体物である不動産あるいは動産という支配客体の性質や種類のうち、いずれにも属さないトークンは、それが代替的なトークン（＝暗号資産）であれ、非代替的なトークン（＝NFT）であれ、民法の適用にあたっていかなる性質と理解すべきかも問題となるように思われるものの、本文中で述べたように、この種の問題はひとまず措いて、ブロックチェーン上の記録を行った状態が物権法の対抗要件をいずれにしても満たしていることを前提とし、その際、いかなる問題が生じるかという観点から以後の検討を行った。



### (1) 事例①について

事例①で、AB間の契約による著作権の「移転」は、「登録しなければ、第三者」Cに対抗できないため（著作権法77条柱書及び1号）、Cに先んじて登録を行ったBは甲の著作権をCに対抗できる（これは第2の事例①で述べたことと同様）。ただし、トークンについても同様のことがいえるわけではない。BはAとNFTの譲渡も契約しているものの、NFTというトークンの記録をブロックチェーン上で行っていないため、このトークンに関する物権を契約による意思表示によって取得するとして<sup>71</sup>、その公示を備えていない状態となる。

対して、その後にCもAと著作権及びNFTに関する譲渡契約を締結しているものの、既にBが著作権を確定的に取得した以上、著作権のないAから著作権の移転を受けることはない。しかし、NFTに関する物権は契約による意思表示でCへ移転し、さらに、NFTというトークンをブロックチェーン上の記録まで行っているため、Cはトークンに関する物権を取得し、その公示を備えていることになる。

ここで、B・CいずれがNFTに関する物権帰属者として確定されるのか問題となり、これはCの主観面によって以下の区別をすることになる。すなわち、民法上の物権に関する判例法理を応用すれば、背信的悪意者（民法1条2項の信義則に反する悪意者）は第三者（簡単に述べると、公示なき物権を対抗されない者<sup>72</sup>）から除外される（たとえば、民法177条の第三者

71 前掲注3・大塚579頁では、NFTに「物権的権利」を認めるとしても、その権利の譲渡はブロックチェーン上の記録を効力要件とすると解されている。このように理解すると、ブロックチェーン上の記録を行っていない事例①のBにNFTの「物権的権利」が移転していないことになる。しかし、本文では、所有権をはじめとした通常の物権規範を類推する場合を念頭においており（前掲注66も参照）、効力要件を要せず意思表示のみによって移転する物権（民法176条）を前提に検討を行った。

72 第三者とは、厳密に述べると、①当事者及びその包括承継人以外の者であり、かつ、②物権の得喪・変更（物権変動）の公示の欠缺（不存在）を主張する正当な利益を有する者といわれる（不動産の登記という公示に関して以上の定義を示したものとして、大審院連合部判決明治41年12月15日民録14輯1276頁を参照）。前記②からみると、第三者は他者に公示の存在しないことを争うことで、公示なき物権取得者等からの権利主張を封じる立場にあると理解できるため、本文では②に関する点に限定した観点から第三者の定義を「簡潔に」示した。

に関する判決として最判昭和43年8月2日民集22巻8号1571頁がある<sup>73)</sup>。そこで、Cの背信性の有無という主観面によって、Bがブロックチェーンの記録(公示)なき物権を第三者Cに対抗できるか否かが異なる。

まず、CがAB間のトークン譲渡を認識しかつ信義則に違反する事情があれば背信的悪意者となり、このようなCは第三者といえない。すると、CはBから公示なき物権(NFTに関する物権)を対抗されることになり、NFTに関する物権はBに帰属することで確定する。逆に、CがAB間のトークン譲渡につき善意あるいは悪意にすぎなければ、Bは公示なき物権(NFTに関する物権)を第三者Cに対抗できない。そうであれば、NFTに関する物権はCに帰属することで確定する。

以上から、Cが背信的悪意者の場合にのみ、NFTの物権と著作権がBに帰属することになり、それ以外の場面では、NFTの物権と著作権は、それぞれ別人に帰属することになる<sup>74)</sup>。したがって、背信的悪意者が登場するようなレアケースではなく、比較的多くみられるケース(Cが善意あるいは悪意である場合)では、CがNFTに関する物権のみを有することになる。そのため、CがBの許諾なく甲のデータを印刷するなどの利用をすれば、著作権者Bの複製権(著作権法21条)の侵害となり、CはBから損害賠償(民法709条)及び差止め等(著作権法112条1項)を請求される。

このように、比較的多くの場面において、CはNFTの物権まで取得しても甲を利用できるわけではない。これでは、事例①のような場面におけるNFTの購入者は、物権によって支配しているNFTからほとんど利益を得ることができず、物権を取得してもNFTを取得した目的(デジタルアートを利用すること)を達することができない。それでもなお、CによるNFTの物権的な支配を認める意味は、いかなる点にあるのだろうか。

73 なお、第三者の概念は不動産に関する民法177条の場合と動産に関する178条の場合で基本的には異なるものではないと言われており(山野目章夫『民法概論2物権法』[有斐閣、2022年]112頁を参照)、背信的悪意者が第三者から除外されるとの扱いも同様に解してよいであろう。

74 前掲注3・大塚579頁のように、NFTに認められた「物権的権利」の譲渡はブロックチェーン上の記録を効力要件とすると解されている場合も、Bに登録済著作権が帰属し、Cに記録済のNFTが帰属するので同様の分離状態になる可能性がある。

仮に、このような NFT は C にとって価値が低く、これを放置され、以後譲渡されることがないとすれば、NFT 取引は停滞する。取引が停滞すれば、NFT の流通によるアーティストへの利益還元のほか、アーティストの知名度向上という期待された効果（本稿の「はじめに」のⅡ及び同所の注 20・22 を参照）は実現できないことになる。

また、NFT が放置された状態となっても、C に NFT の物権がある以上、他者がむやみに NFT を消滅させ、C の物権を喪失させることは（民法 709 条の権利侵害による不法行為に該当する余地があり）ためられる。すると、プラットフォームの規約次第だが、C の放置された NFT を維持せざるを得ず、B は甲の著作権を有していながらも、甲と関連づけられた C の NFT を引き続き（B と無関係にもかかわらず）認めざるを得なくなる。この NFT は C に支配されていることをブロックチェーンで公示され続ける以上、当該 NFT と関連する甲の著作権が実は B に帰属するということになれば、著作権の所在につき市場で疑義を生じ、混乱を招きかねない<sup>75</sup>。

よって、以上の NFT と著作権の分離状態は、NFT の物権を取得した者にとっても、著作権を取得した者にとっても、NFT や著作権をめぐる第三者にとっても、さらには、甲を創作したアーティストにとっても望ましい状態とはいえない。

## （2）事例②について

では、事例②において、いかなる処理となるか。NFT に物権を認め、そこに民法の既存の規定を類推するとの前提に立てば、事例②の B は、A との契約による意思表示で NFT の物権を取得し（民法 176 条）、そのブロックチェーン上の記録も行っている以上、NFT というトークンについて公示された物権を自己に確定的に帰属させていることになる。しかし、B は甲の著作権を移転されたものの、移転の登録（著作権法 77 条柱書及び 1 号）ま

75 本文のような著作権と全く関連性が切断された NFT に物権を認めながらも、様々な混乱を防止するため、プライベートチェーンの場合に、プラットフォームが、この NFT を消滅させることができるとすれば、そのための規約はいかなる内容として設定されるべきか。これも NFT に物権的な支配を認めた場合の検討課題となろう。

では行っていない。

対して、Cは、BがNFTの物権を確定的に取得する以上、その後、NFTについて無権利のAと契約をしてもNFTの物権を取得する余地はない。しかし、Cは甲の著作権譲渡契約をAと締結しており、この契約によって著作権がCへ移転<sup>76</sup>、その後、著作権の登録まで行っている。

すると、B・Cいずれに著作権が確定的に帰属するか問題となり、これは登録の有無で判断される。つまり、著作権法77条柱書の「第三者」から背信的悪意者を除外するなら、CはAからBへの著作権譲渡につき悪意かつ信義則(民法1条2項)に反する事情を有する場合に背信的悪意者となり、「第三者」から排除される<sup>77</sup>。「第三者」には登録なき著作権の移転を対抗できないが、「第三者」に該当しない者には対抗できる。よって、第三者でないCに対し、Bは登録なき著作権を対抗可能であり、この場合、著作権はBに帰属することで確定する。

対して、CがAB間の著作権譲渡について善意または悪意にすぎなければ、著作権法77条柱書の「第三者」に該当する。したがって、Bは登録なき著作権の移転を「第三者」Cに対抗できず、著作権は既に登録済のCに帰属することで確定する。

したがって、Cが背信的悪意という限られた事例でのみ、著作権とNFTに関する物権の所在はBに帰属が一致し、それ以外の場合は双方の権利がそれぞれ別人に帰属する分離状態となる。すなわち、事例②の場合も、背信的悪意者が登場するレアケースを除く多くの場面で(Cが善意あるいは悪意の場合で)、Cに著作権が帰属しながら、NFTの物権はBに帰属するとの

---

76 これは民法における不完全物権変動説とよばれる見解を前提とした帰結である(この立場を不動産に関して示したものとして最判昭和33年10月14日民集12巻14号3111頁を参照)。すなわち、不動産所有権の変動は意思で生じるものの、登記という公示をしてこそ完全となり、登記されていない所有権の変動は不完全な効力しかないという前提を採用すると、たとえば、第一売買でXからYに土地の所有権が移転しても、Yが登記するまでは同土地の所有権がYに完全に移転していないため、Xはまだ完全な無権利者となっておらず、さらに第二買主Zに対して同土地の所有権を移転できるということになる。この視点を著作権譲渡の場合にも応用した。

77 詳細は前掲注53を参照。

分離状態が生じる<sup>78</sup>。

この分離状態が生じた場合、NFTと関連づけられた甲のデータをCの許諾なくBが複製等すれば、著作権者CがBに対して複製権等の侵害に基づく、損害賠償や差止め等を請求できる。すると、Bの手元には甲を利用できない意義の乏しいトークンが残るだけとなり、前記2の(1)のCと同様にNFTを放置してしまうという問題が生じかねない。BがNFTを放置すれば、その流通がなされずに甲を創作したアーティストへの収益還元と知名度向上の機会が失われ、かといって、このようなNFTを積極的に消滅させることができるかについては難題があり、前記2の(1)と同様の問題が生じる。加えて、Cが甲の著作権者でありながら、甲との関連を示すBのNFTが存在し続けることになり、このことでCの著作権に対する疑義と市場の混乱を生じかねないことも2の(1)のBと同様である。

よって、事例②においても、物権的な理解に基づいて検討すると、NFTと著作権の分離状態が生じ、NFTの物権を取得した者にとっても、著作権を取得した者にとっても、NFTや著作権をめぐる第三者にとっても、さらには、甲を創作したアーティストにとっても望ましい状態とはいえない。

### Ⅲ. 小 括

以上のように、NFT(非代替性トークン)に暗号資産(代替性トークン)に関する学説と同様の物権的な支配を認め、物権法理を類推適用するとして、前記Ⅱ-1のように、いかなる対抗要件規範を物権法から借用するのかという検討課題が生じる。とはいえ、Ⅱ-2で見たように、民法177条や178条の要請を抽象化すれば、なんらかの公示で第三者に対抗することになり、ブロックチェーンの記録を公示と同視すれば、民法の要請を一応みたとはいえる。そうだとすると、著作権及びNFTに関する物権を同一人に帰属させることができない事例が多く、著作権者、NFTに関する物権取得者、第

78 前掲注3・大塚579頁のように、NFTに認められる「物権的権利」の譲渡はブロックチェーン上の記録を効力要件とすると解される場合も、Bに記録済のNFTが帰属し、Cに登録済の著作権が帰属するので同様の分離状態になる可能性がある。

三者及びアーティストのそれぞれに、不利益を生じかねないとの課題も予想される。

なお付言すると、Aがデジタルアート甲の著作権者に無断で甲に関するNFTを発行し、同NFT及びそれと関連付けられた著作権を共にBへ譲渡する契約を締結した場合、物権的な理解からは、NFTを動産類似と評価し、BによるNFTの物権に関する即時取得(民法192条)を認めるのか、それとも、時効取得(民法162条または163条)の可能性を検討するのか(第三者との関係で)問題となろう。前者で処理すれば(占有ではなく)ブロックチェーンの記録による即時取得を認めることになり、後者で処理すれば記録による時効取得を認めることになる。このようなあり方を民法の世界で受け入れ可能であるか、新たな財との関係において既存の物権の概念が民法内部でどこまで変容を許されるのかとあわせて検討が課題となろう(なお、後者のように時効による第三者の保護のみを認める場合、第三者の物権取得まで長期にわたるため、第三者の保護として十分か等も検討課題である)。

このような第三者との関係を含め、NFTに物権を認めた場合、NFTの担保化は民法の明文規定で実現するとして、いかなる制度で行われるのか。これに関しても、既存の物権法理との個別の対話・検討による明確化が期待される。

## 第4 振替株式制度の応用により NFT を把握する見解

NFTをめぐる諸見解が前記第2及び第3で述べた課題を内包することを前提として、筆者の私見から前記の事例①及び事例②について、いかなる処理がなされるか(特に、第2・第3で述べた諸課題を解消し得るか)を以下で見えていく。

### I. 振替株式の制度とその応用

#### 1 株式制度一般について

筆者は振替株式に関する規定をNFTに応用する考えを採用するが、そも

そも株式とはなにか。まず、株式は株主としての地位を細分化した割合的地位といわれる<sup>79</sup>。この株主としての地位を有する者は、会社から経済的な利益を受けるための「自益権」（例えば、会社法105条1項1号の剰余金配当請求権や同条1項2号の残余財産分配請求権等）のほか、会社経営への参与及び会社に対する監督是正を行うための「共益権」（例えば、会社法105条1項3号の株主総会における議決権や同法828条1項2号の新株発行無効の訴えを提訴する権利等）を保有している<sup>80</sup>。このように、株式は会社という人的集団に対する各種の権利を含む存在である。

同時に、株式には様々な種類が存在する。会社は1株につき他の株式よりも多くの剰余金を得ることができる優先株式<sup>81</sup>のほか、そのような性質のない普通株式を発行することができる。普通株式の内容は全て同一であり、法が優先株式のような種類株式を認める以外に、定款等で内容に差を設けることはできない<sup>82</sup>。つまり、株式は相互に代替可能なものと、そうでないものが存在しているということである。

他の例を示すと、いわゆる黄金株と呼ばれるものを指摘できる。たとえば、会社側の株主1名に対し、1株だけ拒否権条項付株式（会社法108条1項8号）と呼ばれる種類株式（黄金株）を発行しておくことで、同株式をもって敵対的な買収者に対抗する場合である。この種類株式は、当該会社において発行されている他の普通株式と相互に代替できるものではなく、非代替的な株式といえる。

以上をまとめると、次のようなことがいえる。すなわち、株式は一定の人的集団に対する経済的利益を得る権利や組織参与・組織是正を行う権利を含むもので、その内容が同一で相互に代替的な株式のほか、これと種類が異なり、相互に代替できない株式もまた存在しているということである。後に「3

---

79 神田秀樹『会社法〔第25版〕』（弘文堂、2023年）70頁のほか、類似する定義として、田中亘『会社法〔第4版〕』（東京大学出版会、2023年）63－64頁を参照。

80 前掲注79・神田74頁及び前掲注79・田中67頁を参照。

81 これを種類株式と呼ぶことがある。このことを指摘するものとして前掲注79・神田81頁を参照。

82 以上を指摘するものとして、前掲注79・神田81頁及び前掲注79・田中82頁を参照。

振替株式と NFT の類似性」で述べるように、このような株式の特徴が NFT (あるいは暗号資産) に類似していると筆者は考えている。

## 2 振替株式制度について

既に述べた株式の一般的な理解を前提として、振替株式 (社債、株式等の振替に関する法律 [以下、振替法とする] 128 条 1 項) の基本的な帰属・移転の制度概要を述べると、以下のとおりである<sup>83</sup>。まず、振替株式の譲渡・質入れは、それらに関する意思表示が当事者間でなされたうえで、口座への記載または記録をすることにより (譲渡・質入れされた株式数の増加を記載・記録することにより) 効力を生じる (振替法 140 条及び 141 条)。次に、以上を口座へ記載・記録した者は第三者對抗要件を具備したものと扱われる<sup>84</sup>。この口座は、振替機関や口座管理機関 (両者を併せて「振替機関等」と呼ぶ、振替法 2 条 5 項) に設けられ、利用者の氏名のほか保有株式の種類・数などが記載・記録される (振替法 129 条 3 項)。このように、振替株式は口座の記載・記録を通じた帰属・移転の制度を採用している<sup>85</sup>。

また、振替株式を取得した第三者との関係に関する制度的担保もなされている。振替法は口座における保有株式の記載・記録により、当該振替株式について権利を有するとの推定効を定める (振替法 143 条)。したがって、ある口座に一定数の振替株式を保有しており、その権利者であると推定される者から、当該株式についての増加の記載又は記録を受けた者は、善意・無重

---

83 以降の本文における記述や図は、前掲注 79・神田 121 頁及び前掲注 79・田中 122 - 124 頁を主に参照した。

84 以上の振替株式譲渡の効力要件については、青竹正一『新会社法 [第 6 版]』(信山社、2024 年) 145 - 146 頁、その他の点については、前掲注 79・神田 121 頁を参照。

85 なお、本文で述べたように振替株式の譲渡方法は、それと同様の方法が質入れについても採用されている (振替株式の質入れについては、拙稿「権利質権の制度的変遷とその影響」西南学院大学法学論集 52 巻 1 号 [2019 年] 189 - 192 頁も参照)。対して、相続の場合は異なる扱いがされている。振替株式の保有者が死亡した場合、その相続人は、相続人名義の口座で諸手続をすることなく、被相続人の振替株式及び口座開設者としての法的地位を当然に承継し、株主となる。これは、民法 896 条によって、相続人が被相続人の一身に専属したものを除き「被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する」と定められているからである。このことを指摘するものとして、前掲注 79・田中 124 - 125 頁を参照。



過失である限り、当該振替株式に係る権利を取得できる（振替法 144 条の定める振替株式の善意取得）<sup>86</sup>。この善意取得は、不正なアクセスによって取引もなく、ハッカー等の口座に振替株式の増加記録の改ざんがなされた場合に、当該ハッカー等から振替株式の譲渡を受けた第三者についても生じる余地がある<sup>87</sup>。以上のように、振替法では善意取得による第三者保護も図られている。

ここで、振替株式の譲渡に関して具体的にみると、以下のようになる。たとえば、X が A 社の振替株式を保有していたところ、その 100 株を Y に売却する契約を行ったとする。この場合、振替株式譲渡の意思表示が XY 間でなされているが、前述のとおり、意思表示に加えて口座への記載・記録をしなければ XY 間の譲渡は効力を生じない。そこで、X は自己の口座管理機関 B に振替を申請すると、B に開設された X の口座<sup>88</sup>に A 社の 100 株が減少した旨の記録がなされる。これは B を通じて振替機関に通知され、そこから口座管理機関 C にも通知される。この過程で、振替機関における B の口座から 100 株が減少し、その分、振替機関における C の口座に A 社株が 100 株増加するとの記録を経て、C に開設されている Y の口座に A 社の 100 株が増加する記録がなされる。この Y の口座への記録をもって A 社の

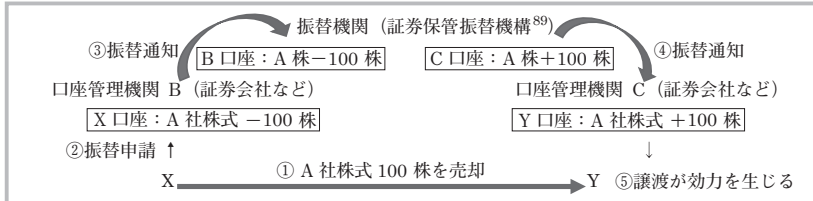
86 本文のような理解を述べるものとして、江頭憲治郎『株式会社法 [第 8 版]』（有斐閣、2021 年）224 頁を参照。また、この善意取得は、自らの口座記録によって権利を有効に取得したとの信頼に基礎付けられている。これを述べるものとして、早川徹『短期社債等の振替に関する法律』と証券決済システム』ジュリスト 1217 号（2002 年）27 頁以下を参照。なお、前掲・江頭 222 頁注 5 では、株式について民法 163 条による時効取得を認め、株券が存在した事案ではあるものの、株式の時効取得を認めた裁判例（たとえば、東京地判平成 21 年 3 月 30 日判時 2048 号 45 頁）の存在が指摘されている。ただ、振替株式のように善意取得が認められる場合にまで時効取得を承認すべきなのか、承認すべきだとして、どのような事実関係が存在すると、振替株式を「自己のためにする意思をもって、平穩に、かつ、公然と行使」した（民法 163 条）といえるのかは明確でなく、検討課題が残る（これを指摘するものとして、梶智紀「判批」平成 21 年度主要民事判例解説・別冊判タ 29 号 [2010 年] 43 頁を参照）。

87 これを述べるものとして、前田庸『会社法入門 [第 13 版]』（有斐閣、2018 年）234 頁を参照。

88 本文で述べた X の口座は顧客の口座（振替法 129 条 2 項 2 号）であるが、これとは別に、口座管理機関 B には、B 自身が権利を有する振替株式を記載・記録するための B 自身の自己口座が存在しており（振替法 129 条 2 項 1 号）、機関の内部で振替株式を分別することが義務付けられている。

振替株式100株の譲渡が効力を生じ、Yは譲渡を第三者に対抗できるようになる。以上の流れを簡単に整理したものが下記の図1である。

図1



なお、先のXYに関する例で、振替機関等がXの口座から100株を減少し、Yの口座に100株を増加させるとの記録を行うが、それらを誤った場合には記録の訂正がなされる。たとえば、ア) 振替株式の数を200株と記載・記録した場合のほか、イ) 100株を増加させる口座等を誤った場合(Xが取引したYではなく、取引していないZの口座に100株の増加記録を行った場合等)には、振替機関等は当然に正しい記載・記録に修正する訂正義務を負うことになる<sup>90</sup>。このように、口座への記載・記録で権利の帰属・移転を

89 現在は、株式会社証券保管振替機構(通称、ほふり)が唯一の振替機関である(前掲注79・田中123頁を参照)。

90 これは、振替法139条で訂正を要する記載・記録の「変更」に関する問題ではなく、当然に修正されるべきものであるとの観点から、本文記載の訂正義務を指摘するものとして、前掲注87・前田223頁及び235頁を参照。同様の見解を示すものとして、高橋康文編『逐条解説 新社債、株式等振替法』(きんざい、2006年)172頁及び325頁のほか、尾崎輝宏=吉田修「社債、株式等の振替に関する法律の概要」別冊商事法務編集部編『株券不発行制度・電子公告制度』(商事法務、2005年)177頁がある。前掲・尾崎=吉田は、振替法139条ではなく、同法147条と関連させて前述の内容を記載するものの、これは改正によって条文番号の変更が生じていることに由来するものであり、前掲注87・前田及び前掲・高橋と同様の指摘である。なお、条文番号変更の背景は以下のとおりである。まず、平成16年の改正で「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(決済合理化法)により、社債や国債等に関する振替制度を定めた「社債等の振替に関する法律」が「社債、株式等の振替に関する法律」(振替法)に改められ、この振替法によって、株式の振替制度が導入された。振替法は経過期間を経て、平成21年に施行されたが、この経過期間中の平成17年に公布された「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(会社法整備法)により、決済合理化法の条文が一部統合・削除されたことで、同法により改められる予定の振替法が条文番号の変更を余儀なくされた。こうして、平成16年改正時点の振替法147条は139条に繰り上がり、現在に至っている。

確定する以上、それらの誤りを訂正する必要が生じるのである。

もっとも、誤記載・誤記録の結果として善意取得が起きれば前記の訂正はなされない。すなわち、前記の例ア)のように200株(取引した100株以上のもの)を口座に記録されたYだけでなく、例イ)のようにXと取引をしていないにもかかわらず、口座に100株の増加を記録されたZが、いずれも本来的には移転されることのなかった100株につき善意取得した場合、口座の記録を訂正する必要はない(善意取得でY・Zが振替株式に関する権利を取得しているからである)。したがって、訂正は善意取得がなされておらず、権利者でない者に口座の記載・記録が残っている場合になされる<sup>91</sup>。

### 3 振替株式と NFT の類似性

以上の制度を採用する振替株式を NFT(念のため暗号資産)と比較すると、それぞれの本質部分につき、いくつもの共通点を見いだすことができる<sup>92</sup>。

まず、記録<sup>93</sup>によって帰属や移転を規律するという点である。既に見たように、振替株式については口座の記録者が権利者と推定され、対抗要件を具備すると扱われる。その者から口座記録を移転することにより、譲渡の効力を生じる。同じように、暗号資産や NFT も、ブロックチェーン上の記録によって新たな権利者に帰属するに至り、譲渡が完了したものと判断される。振替株式も、暗号資産や NFT も、いずれも電子的な記録により、特定の財の帰属と移転を確定しているのである。

次に、以上のような記録による帰属と移転が多層構造で実現されている点も類似している。振替株式は譲渡当事者の利用する口座管理機関等を通じた

---

91 前掲注 87・前田 234 頁は、ハッカーのような不正な記録の移転者からさらに記録の移転を受けた第三者についても善意取得を認める。なお、善意取得との関係でユーザーに損害が生じた際に、振替機関等が損害賠償義務を負うこと(振替法 147 条 2 項及び 148 条 2 項)のほか、このような義務を負う機関が破産等の事情で義務を履行できないことに備えた信託の制度も整備されている(振替法 51 条以下を参照)。

92 なお、暗号資産について振替株式との類似性をこれまで説明したものととして、前掲注 12 の拙稿を参照。

93 本文で前述のように、振替株式は口座への記録だけでなく、記載をも対象とするが、以下ではブロックチェーンというネットワーク上の記録と対比するため、振替株式に関する口座への記録を主に取り上げることとする。

記録の移転で譲渡を完了する。NFT・暗号資産も同様であり、それらの保有者がブロックチェーン上の記録を譲渡人から譲受人に移転するには、ネットワークに参加しているノードの検証を要し、検証の結果として記録がなされると譲渡が完了する(第1のI及びIIIを参照)。したがって、いずれの場合も財を譲渡する当事者からの申し出を受けて、財に関する記録の移転に関与する者が登場しており、譲渡が「譲渡当事者+関与者」の多層構造でなされている。

さらに、それぞれの対象・内容等の面でも類似性が見られる。既にみたように、株式は会社という人的集団を対象とし、この集団に対する経済的利益を得る権利や集団への参与・是正の権利を内容とする存在であった。同じように、NFTも、それを譲渡のみ行う者とその検証等まで行うノードと呼ばれる者で構成されるブロックチェーンのネットワークが存在しており、このような人の集団に参加し、NFTの帰属や移転を行う事実上の権限がNFT保有者に存在していることになる<sup>94</sup>。また、少なくとも本稿で取り上げたデジタルアートの著作権と関連づけられたNFTは、著作権という経済的価値ある財産権を示すために利用されている。したがって、NFTは一定の人的集団を対象とし、当該集団に対して経済的権利や集団への参与等を示すことを内容とするものといえる<sup>95</sup>。よって、振替株式とNFTは以上の点でも類似性があるといえる。

---

94 トークンはDAO(Decentralized Autonomous Organization)と関連し、ウェブ上で組織形成することに利用されることがある。DAOとは、分散型自立組織と呼ばれる組織形態であり、特定人が中心となって運営するのではなく、ブロックチェーンによって参加者を自動規律し、ウェブ上で運営される非中央集権的な組織である(前掲注4・多良120頁を参照)。たとえば、代替性トークンであるビットコインの流通システムがDAOの典型例である。その他、NFTのような非代替性トークンに関連するものとしては、SUPER SAPIENSSと及ばれるDAOも存在する。これは、映画監督等の専門家及び一般のサポーターが形成する組織であり、NFTを購入・保有するサポーターが専門家によるコンテンツの制作プロジェクトの過程を見守るだけでなく、当該プロジェクトと様々な方法で関わるものである。以上の概要は前掲注4・多良120-121頁を参照。このように、NFTは本文で示したものの以外にも、ネットワークにおける組織的参加権限を表章することがある。なお、DAOという存在を民法上の組合あるいは権利能力なき社団と理解すべき可能性に言及するものとして、福岡真之介=玄唯真「金融機関によるメタバースの活用およびDAOの支援・取引可能性」金融法務事情2225号(2024年)41-42頁を参照。

最後に、振替株式と NFT・暗号資産の種類や実態の面での類似性を述べる。株式は普通株式と優先株式のように、他の株式と内容が同一の代替可能性がある前者とそうでない後者に分かれ、いずれも投資や投機の側面を否定できない実態がある。トークンも代替性のある暗号資産のようなものと、他のトークンとは技術的に区別されて非代替的である NFT のようなトークンに種類を分けることができる。加えて、当初は決済利用が見込まれた暗号資産も現在は投資や投機の対象となり、NFT も登場当時の熱量はないとしても、いまだに高値で売買され、コレクターの投資や投機対象といえる側面も否定できない実態がある。このように、NFT や暗号資産は、振替株式と分類や実態の面でも実質的に類似するといえる。

ここでみた類似性からすると、NFT・暗号資産を問わず、いずれも振替株式に関する振替法の諸規定を応用する基礎が存在しているといえる。よって、必要に応じて振替法の規定を NFT・暗号資産に類推適用し、振替株式を扱う振替機関等の運用も NFT・暗号資産を扱う取引所の運用にあたって参照に値するものといえる。これが筆者の従来から主張してきた見解である。

#### 4 振替株式の制度を応用した NFT の法律構成

そこで、ここからは筆者の前記見解から NFT 譲渡の仕組みを明らかにしたい。すなわち、NFT・暗号資産のような諸トークンを振替株式に類似した存在と評価し、これらに振替株式へ認められるものと類似の財産権を認めるとの視点から<sup>96</sup>、デジタルアートを原資産とする NFT の譲渡に関する法律構成を検討する。

---

95 なお、暗号資産のような代替性トークンも、金銭的な価値を表章するのみならず、NFT と同様にネットワーク上の人的結合への組織的な参加権限を表章していることについては、前掲注 6・拙稿「日仏の比較における暗号資産の法的位置づけに関する今後の方向性」165 - 168 頁を参照。

96 これは、NFT 及び暗号資産が振替株式と類似するとの性質決定を行ったうえで、これらに振替株式類似の財産権による規律（振替法等）を応用する考え方であり、NFT や暗号資産のように、ブロックチェーン上の記録によって帰属や移転等を表現するデジタルな財に対して、一律の法的性質決定とそれに基づく一律の法的処理を行うという私法上の扱いを示すものである。したがって、金融商品取引法等の公法的・業法的な諸規定との関係を議論するものではないことをお断りしておく。

まず、デジタルアートを原資産とする NFT の法律関係を整理すると、以下ようになる。本稿の対象とする NFT のように、原資産(デジタルアート)を有する場合、NFT は一定の財産権を表章する。すなわち、①デジタルアートの利用権(著作権法 21 条～28 条)、あるいは、それらの総体である著作権などを、NFT が表している(これは、あたかも振替株式が自益権という経済的価値のある権利を含む株式を表している状態に類似している)。このような原資産に関する経済的価値ある財産権のほか、NFT は②ブロックチェーンのネットワーク(人的集団)へ参加する事実上の権限をも表章している<sup>97</sup>。そこで、NFT には、①の原資産(表章される側)に関する法的規律だけでなく、②の NFT(表章する側)に関する法的規律も適用されることになる。デジタルアートを原資産とする NFT に関してより詳細に述べると、前者の①に関する法的規律が著作権法等であり、後者の②に関する規律が(類推適用される)振替法である。これは、あたかも振替株式が、その表章する株式(自益権及び共益権)に適用される会社法のほか、振替法をも適用されるという状態に類似している。したがって、口座の電子的な記録で表現された振替株式とそれによって表章される株式(自益権・共益権)を分離して扱うことがないのと同様に、ブロックチェーンの記録で表現された NFT とそれによって表章される著作権や参加権限等を別々に法的処理する関係にはない(一体的に法的処理をする)ということになる。

このように、デジタルアートを原資産とする NFT に著作権法と振替法の両者が適用されるならば、この種の NFT と同時に、当該アートの著作権をも譲渡する場合、以下の法的処理を要する。まず、NFT が表章するデジタルアートの著作権を譲渡するには著作権の譲渡と同様に意思表示を要し、この意思表示でなされた著作権譲渡を第三者に対抗するために著作権法 77 条 1 号の登録を要する(以下、「登録」とする)<sup>98</sup>。同時に、デジタルアートと

97 本文で述べた他にも様々なケースが想定されるものの(詳細は後掲注 106 を参照)、ここではそのようなケースは対象としないものとする。

98 この登録は文化庁の著作権課で行うことになるが、その例外については後掲の注 104 を参照。

関連づけられた NFT そのものをも譲渡するので、そこには振替法 140 条が類推適用される。つまり、振替株式の譲渡と同様に、譲渡の意思表示だけでなく、譲渡によって権利者が変更したとの口座の記録まで移転することをもって、譲渡が効力を生じることになる(この記録が対抗要件規範ともなる)。したがって、NFT の譲渡は、当事者の意思表示のほかに、ブロックチェーン上の記録(以下、「記録」)の移転も必要となる。このように、デジタルアートの著作権を表章する NFT につき、NFT とそれが表章する著作権を譲渡する場合、筆者の見解からは著作権法・振替法のいずれもの要件をみたま法的処理を要する。

以上をまとめると、デジタルアートを原資産とする NFT が振替株式と類似した存在と扱われるならば、NFT の表章する著作権等と NFT そのものは一体的に法的処理されるべき関係にあり、その処理にあたっては著作権法と NFT に類推される振替法の両者が適用され、これらの法律が要請する譲渡のための要件をみたま必要がある。このような前提から、以下では第 2 の II-1 で取り上げた事例①・②について、いかなる法的処理となるかを述べる。

## II. 譲渡に関する事例①の処理

### 1 AB・AC の関係

まず、事例①の AB 間では、意思表示によって著作権譲渡が成立しており、移転の登録もされた。したがって、B は著作権を第三者へ対抗可能である(著作権法 77 条柱書及び 1 号)。対して、NFT は振替法 140 条を類推適用すると、ブロックチェーン上で記録まで行わなければ譲渡が効力を発揮しない。このことから、事例①では、B に NFT 譲渡の効力が生じていないことになる。以上から、AB 間では著作権を原資産とするトークンの権利関係は「全体」として完全に移転したとはいえない。

対して、B の登録後、A は著作権について無権利となるので、著作権が AC 間の意思表示によって C に移転することはない。ただ、NFT は振替法 140 条の類推適用によって、記録をすれば譲渡の効力を有するので、C が A との契約後にブロックチェーン上で記録を行った以上、NFT に関する権利

を取得する。とはいえ、Cに著作権が移転していない以上、ここでも著作権を表章するトークンに関連する権利は「全体」としてAからCに完全な移転をしているとはいえない。

ここでは、B・Cのいずれもが、NFTとそれが表章するデジタルアートの著作権という一体的に扱われるべき存在を完全に取得した状況にないということである。つまり、Bに甲の著作権が帰属し、CにNFTに関する振替株式に類似する財産権が帰属するように見えるため、ブロックチェーンの記録で表現されるNFTとその表章する著作権は、あたかも電子的な記録で表現される振替株式とそれによって表章される株式のように一体的に処理されることを目指すべきであるにもかかわらず、この一体性が損なわれていることになる。

そこで、いかに一体的な処理を実現するか問題となる。

まずNFT上の権利についてみると、事例①のCは、NFTによって示される著作権を実体法上で有していないため、Cが、NFTをもって著作権者として表示された以上、著作権の時効取得(民法163条)の可能性を検討することになる。しかし、著作権の時効による取得は最長で20年の間、Cが著作権を「行使する」必要があり、Cが著作権を時効取得するに至らないケースが多いと予想され<sup>99</sup>、著作権はBに帰属することが大半と考えられる。

そこで、事例①において著作権者がBである期間においては、NFTが、その時点では著作権者となっていないCを権利者と記録している状態であり、このような誤った記録が存在している以上、NFTのプラットフォームあるいはCによる訂正をされるべきことは、振替株式と同様であろう(第4のI-2末尾で述べた修正義務が生じ、訂正の必要があるということ)。

---

99 本文で述べた時効取得の要件としての著作権行使とは、たとえば、著作権の支分権である複製権について、「著作物の全部または一部につきこれを複製する権利を専有する状態、すなわち、外形的に著作権者と同様に複製権を独占的、排他的に行使する状態が継続されていること」を必要とするといわれている(最判平成9年7月17日民集51巻6号2714頁—ボバイネクタイ事件)。しかし、学説上、この要件をみだす場面は相当に狭い(前掲注53・田村298—301頁)、あるいは、現実的には想定しがたい(前掲注23・高林9頁)との指摘がなされており、本文記載のようにCが著作権を時効取得するまでに至らないケースが多いと思われる。



そこで、プライベートチェーンによる NFT であれば、プラットフォームが自ら訂正可能であり、これが実現すれば、C の NFT が削除され、AC 間の NFT 取引の取消し等が行われ、NFT を A に返還して、A から B に移転するか、あるいは、直接的に B へ NFT を移転することも考えられるが、対して、NFT がパブリックチェーンによる場合にはプラットフォームによる記録の削除は困難となり、NFT の取引停止とマーケット上での非表示を行う程度の対応しかできない<sup>100</sup>。この場合、訂正の方法は C 自身によるものとなる。これは、B の請求に応じて、C から B に NFT を移転することになる<sup>101</sup>。これらの訂正作業を通じて、B に著作権とそれを表章する NFT が帰属し、両者の一体的な扱いが実現されることになる。

## 2 既存の法制度による解決の意義と課題

### (1) 意義

以上のように、事例①では既存の制度によって著作権と NFT に関する財産権の所在を B に集中させ、著作権を有する者に NFT を一体的に帰属させる解決が可能であるとの意義が生まれる。事例①では、B が C よりも先に著作権の登録を行っている以上、B が著作権と関連する NFT を取得する余地が大きいとしてもやむを得ないのである。

これに対しては、NFT に関して権利を取得したようにも見える C にとっては酷な結論との批判もあろうが、C は著作権を表章する NFT を取得することを意図して A と取引を行ったとすれば、著作権なき NFT を取得できたとしても意味が乏しい<sup>102</sup>。また、第三者との関係を意識すれば、著作権と

---

100 このように、パブリックチェーンでは、NFT を自由に削除し、その取引をなかったことにはできないため (NFT の記録やその取引記録は残り続けるため)、マーケットにおいて同 NFT の今後の取引を禁止すべく表示しないとの対応を (プラットフォームに) 期待するしかない。その意味で、管理者が存在し、その管理下のブロックチェーンの記録を自由に処理できるプライベートチェーンと異なるといえる。

101 なお、この場合の訂正のありかたとして、C 自身による NFT のバーン (トークンの自己焼却) によって、C 自身がトークンを消滅させる可能性もあろう。この場合、B は A から再度 NFT の発行を受けることで著作権とそれを表章する NFT を有するに至り、一体的な扱いが実現される。

NFTが分離する帰属状態を防止することは、安全な取引を促進することに資する。すると、Bに権利を集中させ一体的な帰属を実現するため、CがNFTを失ってもやむを得ない(あとは、無意味な取引をするに至ったCからAへの損害賠償の問題とすべきである)。

そもそも、事例①では著作権者からAが譲渡を受けた時点で、甲の著作権が登録されており、この著作権に関してCが取引するにあたり、登録を調査し、既にAからBへの著作権譲渡がなされた事実を確認していれば、当該著作権と関連するNFTをAから譲渡されることに問題があることを予測できたともいえる。そのような問題を予測してもなお、CがNFTをAから購入したならば、Bに劣後する可能性が高くてもやむを得ない。

したがって、Cに著作権が帰属しないならば、訂正の結果として、CがNFTを取得しないとの扱いは必ずしも不当とはいえない。

## (2) 課題

では、このような扱いに課題はないのか。

ア) 仮に、CのNFTに関するブロックチェーン上の記録を訂正するとしても、ACが取引を行ったプラットフォームの規約に従えば、訂正等に対応しないという事態も生じ得る(あるいは、パブリックチェーンの場合、プラットフォームが訂正等の対応をできないこともある)。この場合、Bは自らCに対してNFTの抹消やAあるいはBへのNFT移転を請求することになる。

この請求を行うためには、NFTのプラットフォーム上でCが自己のウェブサイトやSNSを公表し、情報を公開していることが前提となる。このような公開情報に基づいて、BがCに訂正のための請求を行うことができれば良いが、そうでなければ、関連するサイトやSNSの運営企業に対する情報開示請求を行うことでCを具体的に特定し、訂正のための請求を行うしかなく、いずれにせよ、請求の相手方を特定できない限り、Bが直接にCへ訂正のための請求を行うことは困難といえる。

---

102 既に第2・第3で述べたように、NFTのみを保有しても、それと関連づけられたデジタルアート甲を利用する余地がないからである。

したがって、プラットフォームがCの情報を有していない場合、Bは請求相手を特定できないとの実際上の課題が生じるおそれもある。このような場合により良い対処を目指すならば、NFT取引にかかわるプラットフォームへ利用者情報の確保を義務付けるなどの措置が重要となる。このような立法措置を今後検討することができるか否かが課題となろう。

イ) また、CがNFTに関してBに劣後する可能性を「明確に」認識させる公示を実現するには、著作権の登録からブロックチェーン上の記録を明確に認識できるようにすることが望ましい。しかし、現状は、そのような機能が著作権の登録に実装されていない。したがって、デジタルアートを原資産とするNFTの取引をより促進するならば、著作権登録の公示機能を法的に高めることが課題といえる。

そのために、文化庁における著作権登録の際、当該登録にかかる著作物がデジタルアートであり、かつ、ブロックチェーンに関するものであれば、それらの情報を登録手続で提出する「著作物の明細書」に記載する（特に、この書類の「著作物の内容又は態様」欄<sup>103</sup>に記載する）との運用によって、著作権登録とブロックチェーン上の記録をリンクさせ、著作権登録を見ればブロックチェーン上の記録の存在を把握可能な状態にするなど、問題解消にむけた検討を要する<sup>104</sup>。

前記ア) についての立法やイ) についての運用が可能か否か、可能だととして、これらの扱いがNFTに関連する業界を締め付け、負担を生じさせるこ

103 文化庁・著作権課『登録の手引き』（2021年）22頁及び31頁を参照。これは、以下のリンク先から参照可能、最終確認日：2023年11月15日。[https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/toroku\\_seido](https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/toroku_seido)

104 あるいは、著作権登録そのものを全てブロックチェーンで実施するという可能性も今後検討する余地はあろう。ただし、文化庁の著作権課は特許登録を担当する特許庁と比較すると人的に小規模である（前掲注23・高林206頁を参照）。したがって、いずれの方法であっても、登録件数が増大すれば事務的な対応に困難を生じるおそれもある。とはいえ、現状でも、ソフトウェアに関する著作物の登録は文化庁ではなく、外部団体に委託可能であり（著作権法78条の2、プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律2条及び5条1項）、実際に、一般財団法人ソフトウェア情報センターが登録業務を担っている。これと同様に、ブロックチェーンの関わる著作物に関しては外部機関に登録業務を委ねることで、登録にかかる行政の事務負担を解消しながら、公示機能を高める工夫を進める可能性もあろう。

とにならないかが、振替株式の制度を類推する見解を前提とし、より円滑な NFT 取引を促進するという観点からみた今後の課題である。

### Ⅲ. 譲渡に関する事例②の処理

#### 1 AB・ACの関係

次に、事例②では、AからBに著作権及びNFTが譲渡され、NFTのみBについてブロックチェーンにおける記録がなされた。その後、AからCにも著作権及びトークンが譲渡され、Cについて著作権の登録のみがなされた。

この場合、AB間では意思表示で著作権譲渡は成立するものの、その登録を行っていないならば、Bは著作権の取得を第三者に対抗できない(著作権法77条1号)。しかし、NFTは振替法140条の類推適用によって、ブロックチェーン上の記録をすれば譲渡の効力を有するので、BにNFTの移転は生じているように見える。とはいえ、AからBに著作権が対抗力を有する形で完全に移転していないとすれば、著作権を表章するトークンに関連する権利は「全体」としてみるとBへ完全に移転していない。

対して、AC間の意思表示では著作権譲渡は成立しており、その登録も行っているならば、Cは著作権を第三者へ対抗できる。しかし、NFTは振替法140条の類推適用によって、ブロックチェーン上の記録まで行わなければ譲渡の効力を生じないため、この記録を行っていないCにはNFTの移転が生じないことになる。ここでも、著作権を表章するトークンに関連した権利は「全体」としてAからCに完全な移転をしていないことになる。

では、事例②をどのように考えるべきか。まず、CはNFTのブロックチェーン上の記録を行っていないため、NFTの帰属はBで確定される。また、CがAからBへの著作権譲渡につき背信的悪意ならば、著作権法77条柱書の第三者から排除される。この場合、Bは、登録のない著作権をCに対抗できるので、Cに著作権の登録を移転するよう請求し、自己に確定的に著作権を帰属させ得る。こうして、著作権とNFTの所在はBで一致することになり、著作権を表章するトークンに関連する権利は「全体」としてB

に帰属する一体的な処理となる。

対して、CがAからBへの著作権譲渡につき善意の場合には（著作権法77条柱書の「第三者」に関する裁判例の立場からは背信的悪意を除いた単純な悪意の場合も同様となるが）、どのような扱いとなるか。この場合、Cは善意であり、Bへの著作権譲渡がなされたと認識していない（あるいは、単純悪意の場合、譲渡を認識しているが背信性まではない）。したがって、Cは著作権法77条柱書の第三者に該当し、Bが登録のない著作権をCには対抗できないことになる。よって、Cに著作権が帰属し、BにNFTが帰属するように見える。

つまり、Cが背信的悪意者でない場合、NFTとそれが表章するデジタルアートの著作権という一体的に扱われるべき存在が、BとCに分属する状況になる。ただ、NFTは振替株式類似の存在であるとみれば、NFTという電子的な受け皿とそこで表章される著作権は、あたかも電子的な記録で構成される振替株式とそれによって表章される株式のように一体的に処理されることを目指すべきであることは既に述べた。すると、NFT上の権利についてみると、事例②でCが善意（あるいは単純悪意）の場合におけるBは、NFTによって表章される著作権を実体法上で有していないため、受け皿であるNFTを有しながら、その上の権利がそろっていない状態にある。

したがって、Bが著作権を時効によって取得（民法163条）しない限り、NFTは著作権のないBを権利者と記録している状態にあり、このような誤った記録が存在していることになる。そのため、プライベートチェーンであれば、プラットフォームによりNFTがAに返還され、AからCへの移転がなされるか、直接的にCへNFTを移転する訂正を行う。また、パブリックチェーンであれば、Cの請求に応じ、Bによって、ブロックチェーン上のBの記録をCに改めるための訂正をすべきであることは前記第4のⅡ-1の場合と同様である。こうして、事例②でCが善意（あるいは単純悪意）の場合にも、著作権を表章するトークンに関連する権利は「全体」としてCに帰属する一体的な処理を実現できる。

以上の処理のうち、Cが背信的悪意者の場合に著作権を失うことはやむを

得ない。対して、Cが善意(あるいは単純悪意)の場合、BはCに先んじてAと著作権譲渡契約を行いながら、その際に著作権の登録をせずに、同著作権を表章するNFTを取得しており、登録を怠ったBが著作権なきNFTを失ってもやむを得ないといえる。よって、事例②における著作権とNFTの一体的な帰属という結論は、いずれの場合も一定の妥当性がある。

## 2 既存の法制度による解決の意義と課題

以上のように、振替株式の制度を応用する私見によれば、事例②においても既存の法制度によって著作権とNFTに関する財産権の所在を可能な限り一致させる解決が実現できる。この場合、著作権法77条柱書に関する裁判例の考え方によると、Cに背信的悪意者との事情があれば、ブロックチェーン上の記録を有するBへの著作権及びNFTの集中が起これ、Cが善意または単純悪意の場合には、訂正によってCに著作権及びNFTが集中することになり、いずれにしても、NFTとそれに基づく著作権を分離させない妥当な処理が可能となる。

ただ、事例②で当事者間において各種の請求をする必要がある場合、取引の相手方を特定する情報を入手することが難しいケースもあろう。これを想定すると、前記第4のⅡ-2(2)のA)で述べたように、個人情報の取得はプラットフォームに頼らざるを得ない。そうであれば、NFT取引における前記紛争を想定し、より良い解決を目指すならば、前記第4のⅡ-2(2)のA)で述べたように、プラットフォームにユーザー情報の事前確保を徹底させる義務付けを立法がなし得るか否かが今後の課題となろう。

また、Cが著作権登録を行った後に、誤ってBが二重の著作権登録をしないためにも<sup>105</sup>、著作権登録とブロックチェーン上の記録をリンクさせるための第4のⅡ-2(2)のイ)で述べた運用を進め、できる限り早期に権利取得者の登録と記録を関連させることができる運用を進めるべきである。こちらも振替株式の制度を類推適用する見解の課題といえる。

#### Ⅳ. 第三者との関係について

##### 1 訂正による権利関係の処理

最後に、NFTの無断発行と第三者の問題について言及する。たとえば、デジタルアート甲の著作権者が甲のデータをネット上で公開後に、同データをAが無断でIPFSへ分散的に保存し、IPFSへのリンクを用いてNFTを発行して、甲の著作権及びNFTをBに譲渡する契約を締結したとする。その後、ブロックチェーン上の記録がBへ移転したとして、このケースにつき、どのように考えるべきか（なお、著作権者もA・Bと同様のブロックチェーンネットワークに参加し、同じプラットフォームを既に利用しているものとする）。この第三者Bとの関係につき、以下で述べる。

まず、他説の状況はどうであったか確認する。契約説では、プラットフォームの規約がない場合には何らの措置も講じることができないが多かった（第2のⅢを参照）。また、物権説ではNFTの即時取得等を検討する可能性はあるものの、有体物に関する諸規定の類推適用が可能か否かという点で課題があった（第3のⅢを参照）。そこで、第4のⅠで述べた振替株式の規定

105 著作権の登録は、同権利の対象となる著作物（著作権法2条1項1号）の題号や著作者の氏名等を記載したうえで、著作物毎に登録される。したがって、既に登録済の著作物でも、異なる題号等で申請されると、二重に登録されるおそれがある（前掲注23・高林209頁を参照）。したがって、前記第4のⅡ-2(2)のイ)で述べたように、ブロックチェーン上の記録という明確性の高い情報を含めて著作権登録を行って、このような記録まで登録簿上で検索可能可することにより、後続の登録者が当該著作物に関するブロックチェーン上の記録について登録を介して認識可能なものとするのが既になされた譲渡を適切に公示することにつながり、取引の安全に資するといえる。なお、二重登録が生じ得るという著作権登録の公示機能の低さからすると、本文の第4のⅡ-2(1)で述べた事例①において、CがNFTを失うことを正当化できないのではとの疑問も生じるかもしれない。すなわち、事例①のCが著作権と関連づけられたNFTの取引にあたって、著作権の登録を調査し、既になされたBへの著作権譲渡を確認したならば、当該著作権と関連するNFTの譲渡を受けることに問題を認識できると第4のⅡ-2(1)で論じたが、公示機能の弱い著作権登録で、そのような問題の認識が可能なのかとの疑問も生じるかもしれない。しかし、第4のⅡ-2では、後行の譲受人Cが先行するBへの著作権譲渡を登録を介して明確に認識できたとの前提で議論を進めており、著作権の二重登録等がない前提で論じている。仮に、Cへ著作権登録の確認を求めることが酷だとしても、第4のⅡ-2(1)で述べたように、Cは著作権を有しておらず、それと関連づけられたNFTをCの手元に残しても、Cにとっての意義は乏しく、また、取引の安全を確保するという観点から第三者への負の影響も懸念される以上、事例①のCがNFTを失うことは、いずれにせよ正当化されるといえる。

を類推適用する立場から、いかなる処理となるのかをみていく。

この考え方では、Aが発行したNFTについて振替法140条が類推適用されるので、AB間でNFTの譲渡契約を行っただけでなく、譲渡の結果としてBにブロックチェーン上の記録まで移転しなければ、譲渡の効力は生じない。先の例では、契約に加えて記録の移転も認められるので、NFTに関する権利がBへ移転しているように見える。

NFTの権利がBに帰属しているとしても、当該NFTが関連づけられたデジタルアート甲の著作権は引き続き著作権者に帰属するなら、NFTと著作権の帰属先が分離する。そこで、振替株式とそこで表章される各種の権利を一体的に扱うのと同様にNFTも処理されるとの考え方から、先の無断発行の事例においても、NFTとそれによって表章される著作権は一体的に処理すべきということになる。

したがって、著作権者でないBに甲の著作権を表章するNFTが帰属しているという誤ったブロックチェーン上の記録が存在している以上、プライベートチェーンであれば、プラットフォーム側による記録の削除や著作権者へのNFTの移転を行うことになる。しかし、このような訂正作業はパブリックチェーンであれば行うことができないため、その場合には、著作権者の請求に応じ、Bによる著作権者への記録の移転をともなうNFTの訂正がなされ、NFTも著作権も同一人物に帰属させる一体的な処理をすべきである(第4のI-2末尾で述べた振替株式と同種の訂正を要するという)。これが基本的な処理の視点である。

## 2 第三者による権利取得の可能性

### (1) 第三者による権利取得の方法

ただ、Bが「著作権を表章するNFT」を取得する(つまり、NFTだけでなく著作権まで取得する)可能性は否定できない。まず、第4のI-2末尾で述べたように、誤った記録を契機として振替株式の善意取得(振替法144条)が生じれば、善意取得者が権利者となるので訂正はなされない。これと同様に考えると、Bが「著作権を表章するNFT」を完全に取得した場合に

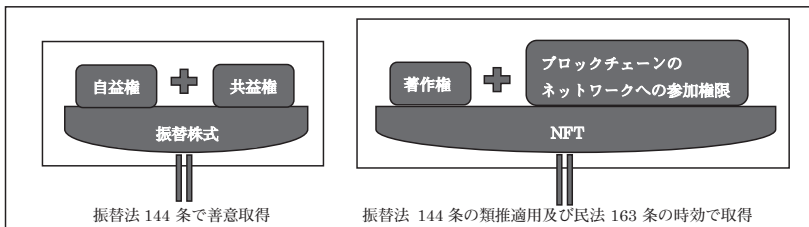


まで、NFTのプラットフォームあるいはB自身による訂正を実施することができるのか疑問となる。

そこで、Bによる「著作権を表章するNFT」取得を振替株式の善意取得と比較する。振替法144条では、振替株式について記録を移転された者が、悪意又は重過失のない限り（善意・無重過失である場合に）、当該振替株式の記録に係る権利を取得すると定められている。そのため、先の例において、Bが著作権を表章するNFT全体について無権利のAとの取引を行なったに過ぎないものの、それをブロックチェーン上に記録することでNFTを善意取得したならば、あとはNFTと関連づけられた著作権を時効取得（民法163条）すれば、NFTに関する権利と著作権がBに帰属し、それらの所在が一致することになり、著作権を表章するNFT全体についてBに帰属する一体的な処理となる。

以上から、振替株式及びそれが表章する諸権利すべてを第三者が善意取得によって確定的に取得すると類似する状態は、著作権を表章するNFTについてみると、次のようになる。すなわち、先の例でみれば、BがNFTの善意取得を済ませ、さらに、当該NFTの表章する著作権自体についても時効取得までした状態をもって、振替株式の善意取得と同様の状態を実現したことになる（下記の図2を参照<sup>106</sup>）。このように、振替法の類推適用だけにとどまらず、民法163条の適用を行うことは、著作権についての善意取得や即時取得の規定が存在しない以上、やむを得ない処理である。

図 2



106 なお、NFTには著作権以外にも、振替株式の自益権に対応する権限や共益権に対応する権限等が同時に表章されていると評価できる事例（たとえば、前掲注21末尾及び94を参照）は想定されるものの、ここでは図を簡略化するために割愛した。

## (2) 第三者がNFTを善意取得しない場合

では、先の例で善意取得の要件はみたされるのか。BがNFTを善意取得するためには、Aの「著作権を表章するNFT」保有に関する善意・無重過失を要する。そこで、Aが著作権のないままNFTを発行していることにつき、Bに認識があれば悪意である。この認識がBにはなく善意でも、著作権者の甲に関する著作権登録があれば、Aに著作権がなく、「著作権を表章するNFT」を発行する権限もないまま、当該NFTを発行している可能性を強く疑うことができる。この状況で、Bが著作権者に問い合わせをする等の調査さえないならば、重過失が認められる。仮に、著作権者が甲の著作権登録をしていない場合でも、諸般の事情からBがAに「著作権を表章するNFT」の発行権限がないことを強く疑うべきといえるなら、Bに重過失が認められる場合もあろう<sup>107</sup>。いずれもBはNFTについて善意取得の要件をみたさない。

さて、Bに「著作権を表章するNFT」が帰属するためには、まず、BがNFTを善意取得する必要がある。しかし、先述のように、BがNFTを善意取得しない場合には、著作権者に著作権が帰属するにもかかわらず、Bに同著作権と関連付けられたNFTの記録がなされ、誤った記録が創出されると評価できる。この場合、2-1記載の原則的な訂正処理のため、プライベートチェーンであれば、プラットフォームによってB名義のNFTを削除して著作権者に移転することとなり、パブリックチェーンであれば、Bから著作権者にNFTを移転する処理を(著作権者の請求によって)B自身に行わせることになる。このことにより、「著作権を表章するNFT」は著作権者に帰属し、著作権とNFTは一体的に処理される<sup>108</sup>。

---

107 たとえば、著作権者がデジタルアート甲をネット上で以前から広く公開・利用しているながら、Aが甲の創作過程の資料等をBに提示できないまま取引しようとしている等の事情があれば、Bは、AがNFTと関連づけられた甲の著作権を保有していない可能性を強く認識すべきであり、著作権者に問い合わせを行う等の調査さえないとすれば、重過失が認められるのではなからうか。その他にも、各種の技術によって、BがAのNFT無断発行を認識・調査する余地があるかについては、今後なお調査したい。

### (3) 第三者が NFT を善意取得した場合

仮に、B が NFT を善意取得した場合も、その時点で、B は著作権まで保有していない以上、著作権を時効取得するまでは、NFT と著作権の所在が不一致となる。そして、著作権の時効取得については、ア) B が著作権の時効取得に関する要件をみたしていない、あるいは、イ) 著作権者の行う時効の完成猶予に関する措置等によって、時効取得が妨げられる<sup>109</sup> という可能性も高い。

まず、前記ア) についてみると、民法 163 条の示す時効取得の要件は著作権を「自己のためにする意思をもって・・・行使」することであり、この行使が「平穩に、かつ、公然と」されていない場合（暴行・強迫または隠匿であった場合）には、そもそも時効取得の要件をみたす余地がなく、B が著作権を時効取得できないと確定する。

そうではなく、イ) B が著作権をまだ「自己のためにする意思をもって、平穩に、かつ、公然と行使」を開始していない、あるいは、このような形で既に行使を開始しているが、まだ「二十年又は十年を経過」していない場合、前者であれば時効取得の要件をまだみたしていない状態であり、後者であれば、要件を充足しつつあるものの、著作権者による時効の完成猶予措置がとられ、時効要件の充足が妨げられる可能性を指摘できる。

以上のア) の場合、B に著作権が帰属しない状態が確定しており、イ) の

---

108 ただし、第 4 の IV-1 で事例を記載した際に示したが、著作権者は自ら NFT を発行したわけではない。したがって、無断発行された NFT を自らが取得することをためらうことも考えられる。しかし、その場合には著作権者は NFT を取得した後に前掲注 101 記載の NFT を廃止する手続（バーン）を行えば足りるので、本文記載の処理を行ったとして、著作権者に著しい不利益が生じることはないといえよう。

109 たとえば、裁判上の請求（民法 147 条 1 項 1 項）が予想される。ここでいう裁判とは民事訴訟における訴えの提起であり、給付の訴えの提起はもちろん、大判昭和 5 年 6 月 27 日（民集 9 卷 619 頁）によれば、確認の訴えの提起まで含まれる（以上を指摘するものとして、佐久間毅『民法の基礎 1 総則 [第 5 版]』[有斐閣、2020 年] 420 頁を参照）。したがって、本文の例でいえば、著作権者が B に対して著作権確認の訴えを提起することで、当該裁判の終了までの間、B による著作権の時効は完成せず（民法 147 条 1 項柱書）、B の著作権に関する時効取得は妨げられることになろう。また、前掲注 99 で述べたように、著作権の時効取得が認められるケースは相当に少ないことも予想され、そうであれば、時効の完成猶予の手続をとるまでもなく、そもそも時効取得が認められない場合も多いであろう。

場合、Bに著作権が帰属しない状態が当面は継続することになり、いずれもBに「甲の著作権を表章するNFT」全体が帰属したとは言い難い状態である。つまり、ア)の場合はBにNFTと著作権が一体的に帰属する可能性はないことが確定し、イ)の場合も、BにNFTだけでなく、時効取得によって著作権も帰属するまでの間、Bに「甲の著作権を表章するNFT」全体が一体的に帰属したとは言えない状態が続く。

すると、いずれの場合もNFTに関するBの記録と著作権者が齟齬をきたし、ブロックチェーンの種類に応じ、前述の訂正(プライベートチェーンなら、BのNFTをプラットフォームが削除して著作権者へ移転し、パブリックチェーンなら、著作権者の請求によって(B自身の手で)Bから著作権者へNFTを移転させる処理)によって、NFTを削除するか、そうでなければ、著作権者に著作権とNFTを集中させる一体的な処理を行うことが適切であろう。

### 3 結論

以上でみたように、NFTと著作権の一体的処理は、BがNFTに関する権利を単に振替法144条の類推適用によって善意取得するだけでなく、同時に、NFTの表章する著作権をも民法163条で時効取得しなくてはならず、これらを経てはじめてBに「甲の著作権を表章するNFT全体」が帰属することになる。時効取得には「二十年又は十年を経過」すること(民法163条)を要するため、それまでの相当長期にわたる間、著作権者からの時効の完成猶予措置がされず、民法163条の要件を充足した例外的な場面に限って、Bに著作権とNFTが集中し、一体的に処理されることになる。

逆に言えば、このような例外的な場面を除いた多くの場合に、甲の著作権者にNFTと著作権が集中し、一体的な処理が果たされる(あるいは、著作権者が希望しないNFTならば自らに帰属した後に削除すればよい)ことになる。こうして、振替株式の制度を類推適用する立場からは、いずれにしてもNFTの無断発行に伴う著作権者と第三者の争いの場面においてさえも、既存の法制度を用いて、NFTとそれが表章する著作権の分離を防止する処理の見通しをたてることができる。

## V. 小 括

ここで、第4全体をまとめる。

まず、第4のIで述べたように、NFTと振替株式の類似性から、NFTに対して振替株式類似の財産権を認め、その規定を類推適用することは、第4のII・IIIで見たように、NFTとそれが表章する著作権を同時に譲渡する事例において、譲渡や対抗要件についての法的な基準を（振替株式と同様のものとする形で）明確化できる。同時に、契約説や物権説では解消しがたいNFTと著作権の分離状態という課題を解決する意義も認められる（プライベートチェーンであればプラットフォームに訂正の法的根拠を与え、パブリックチェーンであれば著作権者にNFTの移転請求に関する法的根拠を与えることになる）。

もちろん、II及びIIIの末尾で述べた一定の課題も伴う。すなわち、一方で、前記の法的処理をよりよく実現するためには、ユーザーの情報取得という面で、プラットフォームに一定の義務を一律に課す立法を検討していくことが課題となり、他方で、より適切に公示を徹底するならば、著作権登録の際にNFTとのつながりを記載するとの運用等を検討することが今後の課題といえる。

以上の考え方は、第4のIVで述べたように、NFTの譲渡や対抗要件の問題だけでなく、NFTの無断発行のような場面で登場する第三者との関係においても、著作権とNFTを特定人に集中させ、NFTとその表章する著作権を一体的に処理することを可能とする。よって、第4で示した私見はNFTで横行する無断発行への対処に法的正当化根拠を与えるものであり、この点でもNFT取引を安全なものとするにつながる<sup>110</sup>。

---

110 前掲注4・熊谷＝山地148－149頁〔熊谷〕では、NFTの無断発行が健全なNFT市場の発展を阻害する要因となっていると指摘されている。自由を規制しすぎることは取引社会を不当に抑制することにもなりかねないが、不正を規制することは逆に適切な取引秩序を維持し、自由で公平なNFT市場の形成を促すものとなる。適切な市場形成は市場の発展のスタート地点であり、このような状況を確保するための提案として、本文で述べた考え方を提案した。

## おわりに

以上の説明をうけ、以下では簡単に本項の全体像を整理しながら、各説について若干の検討を示し、本稿の意義と今後の課題を確認する。

### I. 本稿の処理方針とその帰結

#### 1 帰属・譲渡

本稿では、著作権と関連づけられた NFT の技術を確認し(第1のI~III)、この NFT が、どのような形で人への帰属を決定され、譲渡によって人から人へ移転する際にいかなる問題(譲渡の要件・第三者との関係)を生じさせ、それをどのように法的処理すべきなのか検討してきた。NFT への注目が高まっているながら、必ずしも議論が多くない上記事項を検討することは、後掲IIで示す意義があると考えたからである。

確かに、第2及び第3で示したように、以上の問題を契約的・物権的な観点から処理することもできる。また、これらの諸見解が一定の方向に収斂するまでは、少なくとも現実の NFT に関する取引を止めるわけにはいかないため、当面は契約的に処理せざるを得ない(第2のI-2)。

しかし、第2・第3で示した見解は、その考えに従った処理を進める中、第三者との関係において、いかに対抗要件や保護の規範を設定するのかという問題に直面し、さらに、いずれの見解による処理も NFT と著作権が分離することにより、NFT 取引を停滞させる可能性が生じた。これは譲渡当事者や第三者だけでなく、NFT を流通させることで様々な利益を獲得しようと試みるアーティストにとって打撃となりかねない(第2のII及び第3のIIを参照)。

では、振替株式に類似したものとして NFT を理解する私見によれば、以上の問題を解消できるのかにつき、筆者の見解に則した検討を第4で示した。これは、記録を行うとの本質が NFT と暗号資産に共通する点で、既に暗号資産について筆者が論じてきた内容を応用するものである(筆者の私見の他、NFT や暗号資産に関する他説との関係につき、第1のIVを参照)。

まず、諸権利・諸権限を表章する NFT には様々な点で振替株式との類似点が認められ、振替法の諸規定を類推適用することが可能であることを示した(第4のⅠ)。なお、同時に振替株式への質権設定と相続についても規範を示すことで、譲渡による NFT の移転以外の場面でも振替法を応用する可能性を提示している(注85を参照)。

次に、以上の結果として、NFT とそれが表章する著作権を(あたかも振替株式とそれが表章する自益権等のように)一体的に処理することが可能となり、NFT と著作権の分離問題を解消し得ることを示した(第4のⅡ・Ⅲを参照)。これは、NFT と一体的に扱われるべき(あたかも NFT に表章されるように扱われるべき)である著作権が NFT と分離した場合、振替株式の訂正にならって、当該 NFT に関するブロックチェーン上の記録を修正するとの手法によるものである。

すなわち、NFT と著作権の帰属先が別れる事例において、プライベートチェーンの場合、プラットフォームに振替株式の訂正にならった処理により、著作権者へ NFT を移転する法的根拠を認め、また、パブリックチェーンの場合、NFT に振替株式類似の財産権を認めることで、同権利をもって、著作権者から(著作権なき) NFT の記録者への NFT 移転請求を行う法的根拠を認めるのである。

この点に関連し、NFT に関する契約的な理解(契約説)、物権的な理解(物権説)及び私見(振替説)の帰結を示すと、以下の表のとおりである。契約説や物権説では表の背景の色を変えた部分で NFT と著作権の帰属先が分かるものの、私見の振替説では常に一致する。

【表】

		著作権	NFT
事例①	契約説	B	C
	物権説	B	C (C 善意 or 悪意の場合)
			B (C 背信的悪意の場合)
振替説	B	B	
事例②	契約説	C (C 善意 or 悪意の場合) ※	B
		B (C 背信的悪意の場合) ※	
	物権説	C (C 善意 or 悪意の場合) ※	B
		B (C 背信的悪意の場合) ※	
	振替説	C (C 善意 or 悪意の場合) ※	C
		B (C 背信的悪意の場合) ※	B

※ 著作権に関する裁判例の立場による

## 2 第三者との関係等

以上に加え、第4のIVでは、振替説に従うと、無権限者による NFT の無断発行の場合も、振替法 144 条を類推適用することで、著作権者と NFT 取得者の関係を善意取得（加えて、民法 163 条の時効取得）の問題として一体的に処理する可能性を示している。

また、振替株式は譲渡等につき振替機関等が関与するところ、当該機関において顧客と機関の口座を分別したり、機関が顧客に与える損害賠償や破産の場面に備えた信託が義務づけられたりしていることも簡単に示した（注 88 及び 91 を参照）。仮に、著作権と関連づけられた NFT を振替株式と類似したものと扱うならば、以上のような振替機関等に関する規律を NFT のマーケットプレイスを設けるプラットフォームに及ぼす可能性もあろう。

これに対して、当事者間の契約や規約に基づく契約説はもちろんのこと、物権法理を応用する物権説においては、以上の処理を実現するには検討すべ



き課題が残されていた。

## II. 本稿の意義

### 1 NFTを振替株式類似に扱う意義

ここまで、振替株式に関する法制度を、著作権と関連付けた NFT に応用する方向性を示してきたが、その意義は何かを述べたい。

そもそも、NFT が情報を記録する単なる技術に過ぎず、そこに財産権で支配すべき価値がないと考えるならば<sup>111</sup>、契約説のように NFT は人と人との契約によって認識されるデジタルな無体の財と解することも自然である。

しかし、フランスにおいては NFT に一定の価値があるとの見解も存在する<sup>112</sup>。その見解を本稿が対象としたデジタルアート甲に関して発行された NFT に引き付けて述べると、以下ようになる。すなわち、NFT 購入者は甲という原資産ではなく、NFT のマーケットプレイスにおいて、まさに NFT を有償にて購入しているのであり、そうであれば、甲という原資産の価値以外に、甲と関連付けられた NFT 自体にも独立した市場価値が生じ、その価値に基づいた取引がなされているといえる。

これはフランスにおける評価に過ぎないともいえるが、第1でみた技術の総体として構成される NFT に対する事実的な評価である。異なる法制度をそのまま流用するという法的評価の共有ではなく、共通の技術に対する事実的な評価であれば、日仏を問わず、共有に値するものといえる。したがって、日本においても NFT 自体に一定の価値があるとみることは可能であり、そこに価値があるとすれば、価値を支配する権限を法的に認めることもまた自然なことである。あとは、その権限を物権的に理解するか、それ以外で理解するかという問題といえる。

このように、NFT そのものに価値を認めるべきであることは、NFT - Fi

---

111 たとえば、NFT は、一定の利用権の「いれもの」あるいは一定の地位を主張するための「しるし」という事実上の存在にすぎないとの評価もあり（増田雅史「NFTの法的課題」国民生活134号[2023年]5頁を参照）、このような視点からは、NFT そのものに財産権で支配すべき価値を認めないとの説明がなされる可能性もあろう。

112 前掲注1・拙稿283頁を参照。

と呼ばれる NFT を担保とした暗号資産の貸付けとの関係からも説明できる。というのも、このような貸付けは、NFT そのものを担保としており、まさに NFT 自体に価値を認めていない限り成立しない関係だからである<sup>113</sup>。

いずれにしても、以上のような NFT の独自の価値を認める場合、その価値を法的にかつ排他的に直接支配するならば、まず想像するのは所有権をはじめとした本権である。しかし、本権の代表例である所有権は、所有「物」(民法 206 条) を支配するというを前提とする法的制度であり、「物」という有体物 (民法 85 条) を客体としている。この有体物規範の領域に無体の財が飛び込むには、それを例外的に許す明文規定 (たとえば、民法 362 条 2 項 369 条 2 項など) を期待したい。なぜなら、このような制度への入口が立法によって整備されているということは、その先でさらに他の規定について、問題なく準用可能との見通しをたてることができるからである。

そのため、NFT に認められる価値を物権的に支配するならば、著作権と関連付けられた NFT の帰属、譲渡及び第三者との関係などについて、問題なく物権法理の応用による解決が可能であるとの前提を要する。それが明文規定でなくても、少なくとも解釈によって示される必要がある。ただ、現実には、単に物権法の現行制度を類推適用するならば、どの規定を類推適用の対象とするのか (第 3 の II - 1) というレベルでも、そして、類推適用した結果として現実に生じる問題を処理できるか (第 3 の II - 2) というレベルにおいても、課題を生じる状況にあった。とりわけ、後者の課題 (NFT と著作権の分離という問題を解消できるかという課題) は、譲渡当事者や第三者だけでなく、NFT 市場の一端を担うアーティストの利益にもかかわるものであり (「はじめに」の II を参照)、大きなものといえる。

ここで、トークンを価値の表章技術とみながら、そこに財産権による支配まで認めているフランスの法的状況を見ると、これはトークンというデジタル技術の本質を受け止めたものであり、この発想を日本でも参照すると、暗号資産や NFT のようなトークンをフランスと同種の存在と評価し、そこに

---

113 NFT - Fi については、松村雄太『図解ポケット 次世代分散型自律組織 DAO がよくわかる本』(秀和システム、2022 年) 70 - 71 頁を参照。

財産権を認めることになる。この意識を前提に、新たな財を適切に法へ接続するならば、日本において価値を表章する法技術であり、会社という一定の人的組織を前提とする振替法を参照すべきである<sup>114</sup>。すると、第4で述べたように、振替株式と著作権を表章するNFTを類似すると評価し、振替法を後者にも類推適用すれば、同法から問題なくNFTの帰属、譲渡及び第三者との関係などにつき処理が可能であり、物権法理では解決できない分離問題も解消可能であった。

それゆえ、筆者の私見である振替説は、NFTという財の私法上の性質を決定し、この種の財の法的位置づけを明らかにするだけでなく、あたかも振替株式が記録によって人に帰属し、財産権を認められるのと同様に、NFTに対する財産権支配を認め、その観点から、関連する問題を処理するという法的意義を有する。これは、NFT取引の当事者や第三者にとっての簡便さと明快さを実現するだけでなく、活性化をみせはじめたNFTの取引市場を適正かつ円滑なものとし、もって、そこで活躍するアーティストによる活動を支援するとの現実的な意義をも有する。

なお、仮にNFTの取引に介入するプラットフォームにNFT保有者となるべき著作権者へのNFT移転による訂正を行わせ、また、この著作権者にNFTの移転請求を認めるとすれば、その背景として、第4記載のように、NFT保有者へ振替株式類似の財産権を認めることが説得力を有すると思われる。このような場面における正当化根拠としても、第4記載の視点が有用であるといえる。というのも、第3のⅡ-2で見たように、NFTへの物権支配を認めた場合、保有すべきでない者の手元からNFTを移転・消滅させるにあたって、NFTの物権が妨げとなるおそれも否定できず、それならばむしろ、振替株式（あるいは電子記録債権）のように、記録で特定される財に認められる「記録の訂正」（振替株式については第4のⅠ-2末尾・電子記録債権については電子記録債権法10条1項を参照）によってNFTを正当な保有者に移転することが、トークンのような記録で表現されるデジタル

114 本文で述べたことは、暗号資産につき前掲注10-12の拙稿を参照。NFTについては、前掲注17の拙稿を参照。

な財に馴染む処理と思われるからである。

## 2 NFTの法的性質の決定から波及する意義

NFTに関与するのは金融や法の専門家ばかりではなく、前述のような一般的なユーザーのほか、アーティストなども存在する。したがって、この領域では暗号資産(代替性トークン)の場合以上に、わかりやすい法規範の提示が求められているといえる。その意味では、本稿の示した私見(振替説)は、振替法を中心として暗号資産やNFTを理解する立場であり、様々な問題を振替法という同一平面上に配置する考え方といえる。これは、一つの視点から問題をとらえるわかりやすさがある。この点に一定の意義があることは1で既に述べた。

以上の発想は、暗号資産を振替株式に類似するものと理解する見解を応用したことに端を発している。NFTと本質的な共通性を有する暗号資産について既に積み上げられた議論をNFTに応用したのである<sup>115</sup>。すなわち、NFTと暗号資産の両者を振替法・振替株式と同一平面上に連続的に位置付けるわかりやすさをも目指したものである。これは、まさにトークン全体を記録で表現される財と理解し、そこに財産権を認め、当該財産権に適用される法規によって新たな技術を受け止め、最新の問題にも既存の法制度から対応するフランス法の発想と共通する。

このように、NFTや暗号資産を法的に位置付けることは、先に述べた法の非専門家に、これらの財の活用の道をさらに拓くことになるだけでなく、NFTや暗号資産が関係する私法の隣接領域においても、これらの扱いを明示する意義があるといえる。私法領域における最新技術の受け止めが遅れると、隣接領域に当該財の性質を示すことができない。このような状態の継続を解消し、かつ、法律の非専門家にとって理解しやすい制度とすることは、NFTや暗号資産のような新たな財を法の世界で受け止めることになり、適

---

115 前掲注3・大塚573-576頁は、本文の発想と同様に、暗号資産に関する議論の蓄積を応用したNFTの性質分析を行っているところ、技術的に共通する暗号資産に関する積み上げられた学術的経験を参照する重要性を理解できる。

切に位置づけられたこれらの財が関わるメタバースにおける取引を安全にかつ活発なものとするにつながるであろう。

このような利用者のデジタルデバインド防止と隣接法領域への規範提示を実現するためにも、類推解釈として、そうでなければ、第4で提示した内容を特別法として素早く立法するか、あるいは、民法の有価証券に関する規定の延長上に位置付けることで、同種の（しかし、未知のあらたなデジタル技術による）財の登場に備えた私法の一般法を模索するなど、様々な可能性が予想される<sup>116</sup>。

### Ⅲ. 残された課題

さて、それでは本稿の課題は何か。まず、本稿では振替株式と著作権を表章する NFT の類似性を前提としたが、そのような比較の困難性を指摘される可能性はある。NFT は著作権との間で、有価証券のように証券（紙）の所在に権利が存在するといえるほどの一体性がないとみれば、本稿のような見解には問題があろう。つまり、NFT が著作権と緊密一体をなし、常に連動するという有価証券そのもののような状態でないとするれば、有価証券の延長上に存在する振替株式の制度を類推適用する本稿の発想を許容できないということである<sup>117</sup>。

ただ、本稿でみた事例①・②のようなケースでは、NFT がデジタルアートの著作権を示しているからこそ、著作権だけでなく NFT の譲渡契約も締結されているのであり、NFT の権利者と著作権者の一致を実現できるように法制度を用いなければ、技術の価値（財と権利者を関連づけるという利点）が失われるか、希薄化しかねない。

実際、第2のⅠ－2でみたように、契約説にも NFT が一定の権限を表章するものと理解する論者が存在しており、実務上も NFT がその上に権利・権限を表章する状態を受け入れているように思われる。著作権と NFT を一

116 前掲注6・拙稿「日仏の比較における暗号資産の法的位置づけに関する今後の方向性」222－223頁及び235頁とその注150を参照。

117 前掲注37・道垣内498－499頁を参照。

体的に連動させる法制度がないため、このような扱いを実務が断念している  
とすれば、NFTを巡る権利関係を一体的に処理する本稿の解釈論と一定の  
重なり合いを模索する余地はあろう。

こうして、振替株式に関する法制度をNFTにも類推適用することを提案  
したが、これはもちろん、振替法のみで問題を解決するわけではなく、適宜、  
民法や著作権法も参照する必要がある。しかし、前述のように振替法の類推  
適用に限界があるとして、その場合には立法論によって振替法を参照した新  
たな法制度の構築をすればよい。いずれにしても、私見でさえ、個人情報の  
取得や登録方法の関係で立法や運用により解決すべき今後の課題は残る(第  
4のⅡ-2及びⅢ-2を参照)。よって、本稿の提案が類推適用の範囲内に  
あるか、それとも、立法の領域に踏み込んでいるのかは、以上の諸課題とあ  
わせて今後なお検討したい。

なお、著作権は著作物に係るものであり、その創作者に与えられるため(著  
作権法2条1項2号及び17条1項)、プラットフォームを通じてデジタル  
アートに関するNFTを譲渡しようとする者に、当該アートの著作権がある  
のか(あるいはないのか)を明確に確認することの困難が予想される。仮に、  
何らかの手段で一定程度の確認が可能だとしても、そこに一定の負担が伴う  
ものの、それでも確実に確認を行うことはできず、後日の紛争が生じると  
すれば、NFTを発行するアーティストにとっても、プラットフォームにとっ  
ても、事前の著作権確認はNFT取引への参入障壁となり、アート業界の新  
たな可能性を閉ざすことにもなりかねない。

とすれば、立法によって、プラットフォームにはユーザーの個人情報など  
を登録するという最低限の負担を課し、同時に、アーティストには上記の個  
人情報のプラットフォームへの登録を行わせ、取引を行う者にはNFTの取  
引に際して著作権登録やブロックチェーン上の記録を確認させるに程度の負  
担に留めた方が、安全な取引を簡易に実現可能ではないだろうか<sup>118</sup>。つまり、  
NFTの発行や譲渡にあたっては、ユーザーにもプラットフォームにも、著  
作権の証明の重い負担をできるかぎり背負わせないということである。この  
ような処理の下でトラブルが生じた場合は、NFTとそれが表章する著作権

が一致するべきとの観点から、記録の訂正で対処することを目指すのである。これが本稿の到達点と言える。

権利関係が分離する紛争時に、訂正という手段をとることができるからこそ、NFT 発行時の著作権証明などの重い負担から関係者が解放され、今後は個人情報の登録の徹底という立法と公示を機能的に改善する運用で足りることになる。このような最小限の負担で NFT 取引を安全なものとするために、まずは第 4 で述べたように、NFT に対して振替株式類似の財産権を認め、その規定を類推適用するとの発想に基づいた正当化根拠を法的に設定することが必要ではないだろうか。以上が行政や企業に負担となりはしないか、今後検討したい。

そのほかに、多岐にわたる NFT 取引全般にわたって、本稿の視点が有用であるかも検討課題である。たとえば、担保化や賃貸<sup>119</sup>の諸問題を振替株式制度の応用で解消できるのか、そして、NFT の発行を数量限定した取引でありながら、後に発行者が無断で発行数量の増加を画策する場合、株式の違法な増加発行を差し止めるのと同種の発想での差し止めが可能なのかも検討課題となろう<sup>120</sup>。さらに他のケース（動産の情報がブロックチェーン上に NFT を介して記録された場合など）でも、振替株式との対比が有用であるかなども検討を要するため、今後の課題は多岐にわたる<sup>121</sup>。

さて、本稿では、振替株式の法制度の応用という視点から、著作権と関連づけられた NFT に関する具体的な問題の解決を提案してきたが、NFT と関連して生じる他の問題との関係で検討すべき課題を残していることは前述のとおりである。したがって、筆者は引き続き、この視点から前記課題の検

---

118 本稿のように、著作権登録の確認を前提とすることは、著作権登録の少ない現状から（前掲注 23・高林 209 頁を参照）、実現困難との否定的な評価を受けるおそれもある。しかし、デジタルアートと関連づけられた NFT の取引が増加するに伴って、著作権譲渡の件数が現状よりも増加すると仮定すれば、譲渡に伴う登録とその内容確認の必要性が高まり、自然と著作権の登録件数も増加すると予想される。そうであれば、現状の登録件数の少なさから直ちに本稿の提案の実現可能性が否定されるとは思われない。

119 NFT を担保とすることについては、前掲注 113 を参照。また、NFT の賃貸に関しては、前掲注 4・熊谷＝山地 180 - 181 頁 [熊谷] を参照。

討を深める必要を感じており、NFTや暗号資産のようなデジタル財の個別特性に着目した上記視点の有用性をさらに提示し、その先に、民法との接続関係を意識していることもまた前述したところである<sup>122</sup>。

とはいえ、このような個別的な財の性質に応じた法規範の設定という視点で新たな財に接するよりも、より良い制度設計があり得るのかについては、様々な見解との間で理論的な対話・比較検討を進める必要がある。

まず、法制度の設計として、新たな財を含めた「財全体」を包摂する民法の一般的な基礎理論を打ち立てるとの視点でデジタル財(NFTや暗号資産等)に接するべきなのか<sup>123</sup>。それとも、やはり拡大し続ける新たな財に対

120 数量限定で発行することを前提にNFTの価格が形成されることもあり(野口香織編『Web3への法務Q&A』[きんざい、2022年]119頁[長島匡克=中山祥])、このようなNFTを事前に定めた数量以上に新規発行することが法的問題を生じ、今後、検討を要する。これを指摘するものとして、渡邊涼介「NFTの法律問題」法律のひろば75巻7号(2022年)46頁及び前掲注4・殿村88-89頁[小松諒=近藤正篤]がある。差止請求が物権的権利を背景とすると考えれば、本稿で示した私見(NFTに振替株式の制度を応用する見解)からは、事前に定めた数量以上のNFTを新規発行することに対する差止めを認める余地があつてよいともいえる。しかし、NFTに物権を認める見解も同様の立場となるのか。また、契約的にNFTを把握する場合には、前述のような差止請求は否定されるのか。それとも、契約で定めた数量以上の発行を行わないとの不作為を請求する権利を認め、この債権に基づいて差止請求を肯定すべきか。これは契約に基づく不作為義務と差止請求権の問題ともいえよう。NFTから離れた一般論として、この問題について考察を示すものとして、城山康文「契約に基づく不作為請求権と法に基づく差止請求権」ジュリスト1280号(2004年)60頁以下を参照。

121 なお、本稿では、第2のⅡ-1に記載した事例①及び②を前提とした限られた場面に関する検討を行っており、この点に関係した課題も残る。すなわち、本稿では、著作権者(事例①及び②の甲を創作したアーティスト)、著作権者から権利取得して二重譲渡を行った譲渡人(事例①及び②のA)、二重譲渡を受けた譲受人(事例①及び②のB・C)、それ以外の第三者(B・Cからの転得者等)及び譲渡の場を提供するプラットフォーム(事例①及び②の乙)などの利益を個別に検討するための事例を用いた。しかし、前記事例以外にも多様なNFTの譲渡事例が想定され、様々な事例を念頭に置いたさらなる検討を要するとの課題は残る。その他にも、NFTの譲渡と著作権(特に著作財産権の一種である譲渡権)の消尽(著作権法26条の2第2項)の関係が問題となることにつき、グリー株式会社コーポレート本部法務知財部、関真也及び平井佑希編『ビジネスのためのメタバース入門』(商事法務、2023年)109頁を参照。NFTと不正競争防止法との関係で生じる問題もあり、この点に関しては、駒田泰土「NFT商品と不正競争防止法Ⅱ条1項3号」高林龍=三村量一=上野達弘編『年報知的財産法2023-2024』(日本評論社、2023年)1頁以下が詳しい。

122 前掲注116を参照。

123 前掲注36記載の④説のほか、民法上の財に対する既存の支配規範を延長するという意味で、従来の財の物権的な支配に関する基礎理論からの説明を試みる前掲注36記載の②説及び本稿の第3を参照。



して包括的な制度的把握は困難であり、この種の財に対する応接は個別化せざるを得ないのか<sup>124</sup>。

新たな財に対する制度設計が個別化せざるを得ないとしても、デジタル財のような無体の財に対する応接は、もはや財産権を介することなく、人と人との契約によってなされるべきなのか<sup>125</sup>。あるいは、財の代替性の有無で問題を把握すべきなのか<sup>126</sup>。

以上のような多様な制度設計の方向性がある中で、デジタル財を私法の領域で受け入れるという課題に対する長期的な法的視座を定めるため、筆者としては、本稿の試みと同様、今後も多様な見解との対話・比較検討を進めながら、私見を深めたい。

(本稿は、科研費 22K01270 及び科研費 22K01201 の助成による成果の一部である。)

---

124 たとえば、無体の財とそれに対する権利として、人の氏名・肖像等に関わるパブリシティ権（人の氏名・肖像等の顧客吸引力を排他的に利用する人格権に由来した権利、最判平成 24 年 2 月 2 日民集 66 卷 2 号 89 頁）のように明文上の権利ではなく判例による解釈によって形成されてきたものもあれば、著作物については著作権法・発明については特許法等のように明文で無体の財に権利を認める場合もある。そうだとすれば、NFT や暗号資産のようなブロックチェーン上の記録によって把握されるデジタル財についても、解釈（それが困難ならば立法）によって他の（無体の）財からは区別した法的把握を実現すべきであり（たとえば、前掲注 36 記載の⑥説や本稿の第 4 で示した私見を参照）、このような財の個別の性質決定に応じた処理方針を法的に設定することは、財の多様化が進む現代においてやむを得ないのか（これを指摘するものとして、前掲注 6・拙稿「仮想通貨（暗号通貨）の法的性質決定及び法的処遇」155 頁を参照）。仮に、ブロックチェーン上の記録によって把握されるデジタル財を他の無体の財と区別し、それぞれの無体の財の特性に応じた個別的な把握を行うとしても、暗号資産でさえ NFT と区別して金銭との対比で把握することにより、その位置づけや処理を検討すべきなのだろうか（前掲注 36 記載の③説を参照）。このように、新たな財の特性に応じた個別の性質決定と処理方針を模索するとしても、その個別化の法的な方向性は多様である。

125 前掲注 37 記載の⑦説、前掲注 4 及び本稿の第 2 を参照。

126 前掲注 38 - 39 記載の⑧説を参照。